

京都の文化財

第三十五集

京都府教育委員会

京都の文化財

第三十五集

京都府教育委員会

序 文

京都府教育委員会では、平成二十八年一月に改定した「京都府教育振興プラン―つながり、創る、京の知恵―」において、京都の未来を創造する人づくりに向けた教育を推進し、京都の伝統と文化を守り、受け継ぎ、新たな文化を創造する心と技の育成を、主要な施策の一つとして取り組むこととしています。

文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また、新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値をもっています。これらの文化財を守り良好な状態で後世に伝え、新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用していくことは、これからの社会において一層大切です。

今年度、京都府では文化財保護の裾野を広げ、災害等による破損・劣化・散逸から、貴重な文化財を早期に保護するため、全国初の「暫定登録文化財」の制度を創設し、これまで七百四十件が登録、告示されました。これまでに、世界に誇る京都の文化財が注目されております。

この「京都の文化財」第三十五集は、平成二十八年度に本府が三十五回目の指定等を行いました文化財を紹介したものです。近世以来の宇治茶商の文化的成熟を示し、名勝庭園として価値が高い宇治市の上林春松家庭園・中村藤吉家庭園をはじめ、いずれも府内各地の豊かな歴史を彩る学術的価値の高い文化財です。

この冊子の刊行に当たり、御協力をいただいた各文化財所有者、関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本冊子が府の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成三十年一月

京都府教育委員会

教育長 橋 本 幸 三

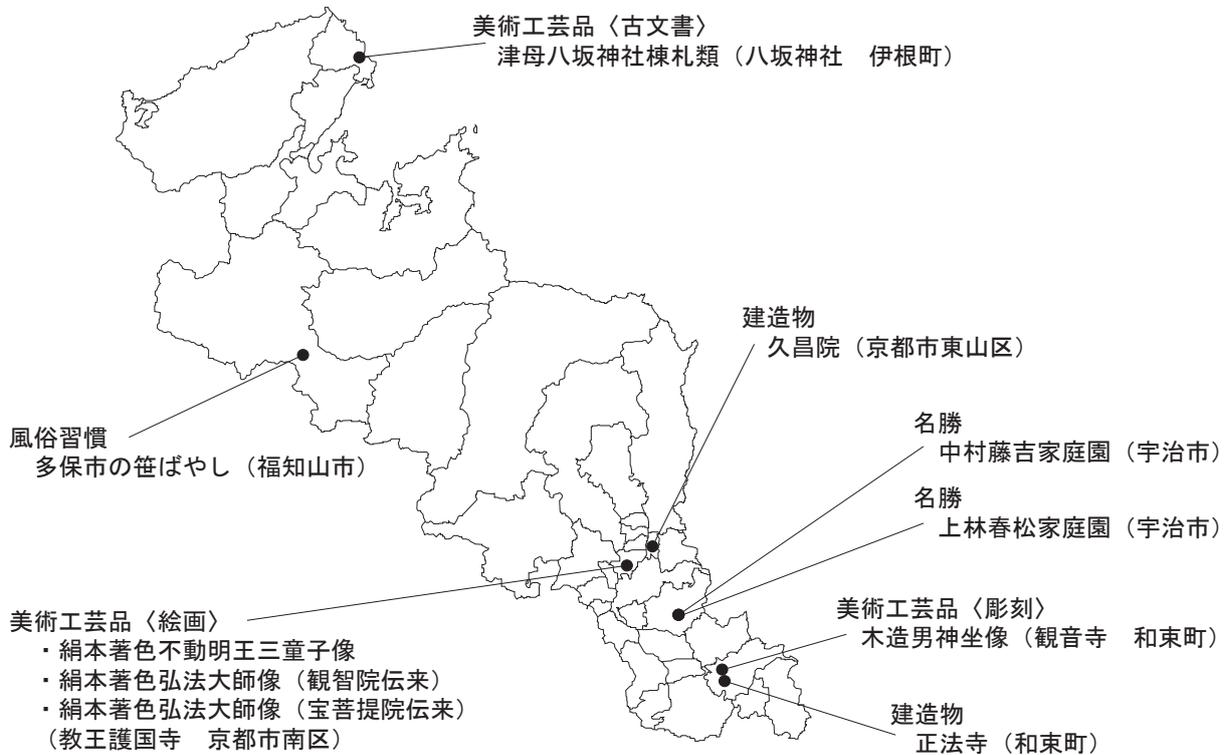
凡例

- 一、本図録には、第三十五回京都府指定・登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数（指定・登録の別）
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 - 時代
 - 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。また、各文末に執筆者を明記した。

写真…十二、十三、十六、十七の各頁の赤外線写真…教王護国寺提供
二十一頁…奈良国立博物館提供（撮影 佐々木香輔）
二十二頁…楽浪文化財修理所提供

これまで刊行された『京都の文化財』『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。

<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai>



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

久昌院 本堂、靈屋、鐘楼、表門

正法寺 仏殿、表門

美術工芸品

絵画

絹本着色不動明王三童子像

絹本着色弘法大師像（観智院伝来）

絹本着色弘法大師像（宝菩提院伝来）

彫刻

木造男神坐像

古文書

津母八坂神社棟札類

無形民俗文化財

風俗習慣

多保市の笹ばやし

史跡名勝天然記念物

名勝

上林春松家庭園

中村藤吉家庭園

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・

選定保存技術及び文化的景観件数一覧

京都市東山区	……	1
和束町	……	7
京都市南区	……	11
京都市南区	……	14
京都市南区	……	17
和束町	……	20
伊根町	……	23
福知山市	……	31
宇治市	……	33
宇治市	……	36
……	……	39

建造物

久昌院 きやうしやういん 本堂 ほんどう、靈屋 たまや、鐘楼 しようろう、表門 おもてもん

四棟

京都市東山区大和大路通四条下る四丁目小松町

宗教法人 久昌院

構造形式

本堂（二棟） 桁行二六・七メートル、梁行二二・二メートル、一重、入母屋造、

背面突出部附属、棧瓦葺

附 玄関（一棟） 桁行二間、梁行一間、一重、正面唐破風造、背面切妻造、

棧瓦葺

靈屋（一棟） 桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、銅板葺

附 五輪塔（二基） 各石造五輪塔

慶長廿年乙卯三月十四日の刻銘があるもの 一

寛永二年五月廿七日の刻銘があるもの 一

鐘楼（二棟） 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

表門（二棟） 一間薬医門、切妻造、本瓦葺、潜附属

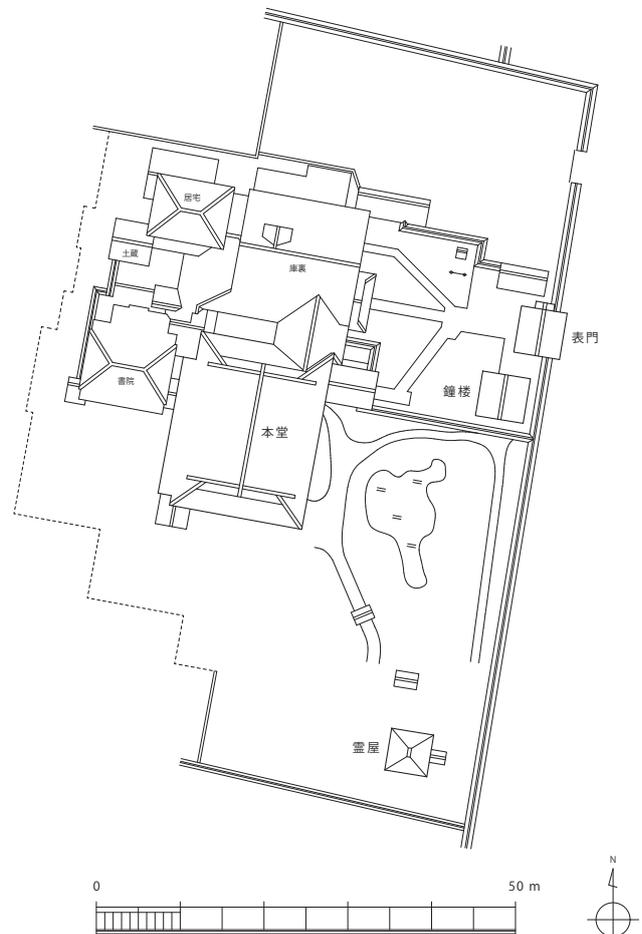
建立年代

本堂 慶長十三年（一六〇八）頃 『当代記』

靈屋 元和三年（一六一七）頃 『寺藏文書』

鐘楼 寛永四年（一六二七）『寺藏文書』

表門 十七世紀後期



久昌院 配置図

説明

久昌院は、臨済宗建仁寺派大本山建仁寺の塔頭寺院で、建仁寺第二九五世三江紹益を開山とし、美濃加納城主奥平美作守信昌を開基とする。

創建年次については諸説あるが、慶長十三年（一六〇八）に建仁寺旧僧堂跡地を借り受け造営し、創立したと考えられる。その後、慶長十九年（一六一四）十月に信昌三男忠政・嫡男家昌が相次いで歿したことら敷地を拵げ仏殿と霊屋の建立を意図したものの、同二十年（一六一五）三月に信昌自身が病歿し計画が一時中断した後、家昌嫡男忠昌が事業を再開し完成させたとする。慶安二年（一六四九）迄には、本堂・霊屋・鐘楼・書院・庫裏・土蔵等の塔頭寺院を構成する諸建造物が建つていたことが判明し、創建以降は、信昌嫡男家昌の系統である奥平家と、四男忠明の系統である奥平松平家の二家によって護持された。



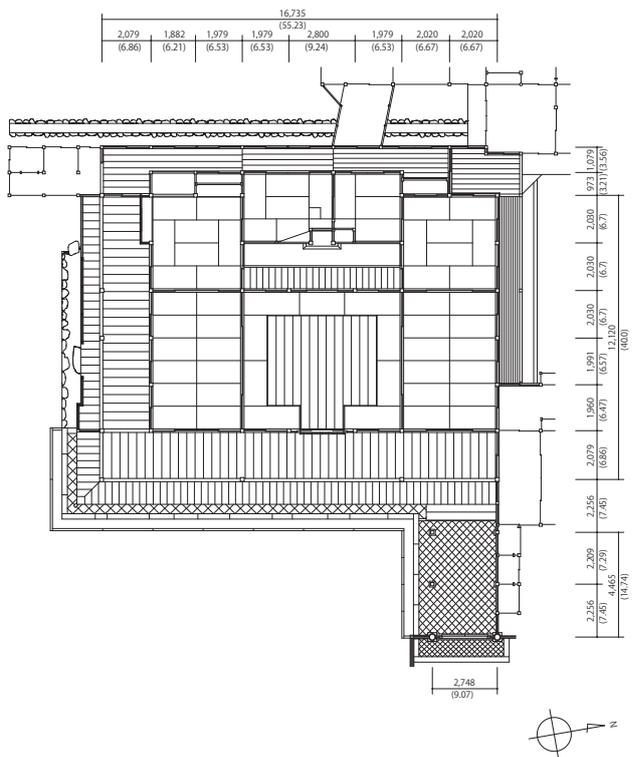
本堂外観（正・側面）



本堂（内部）



本堂（正面広縁）



本堂 平面図

境内は、本山法堂の南西側に位置し、南側に禅居庵が、北側に堆雲軒が並ぶ。法堂西側の参道に面して表門を開き、入った南側に鐘樓を建てる。表門の正面に庫裏を、その南側に本堂を配し、その西側に書院、土蔵、居室を並べる。本堂の東側には庭園を造り、その南側に墓地を設け、霊屋を建てる。

本堂は、明治期以前は客殿と称したもので、境内中央に東面して建つ。桁行一六・七メートル、梁行二二・一メートル、一重、入母屋造、背面突出部附属、棧瓦葺とし、仏龕に三江紹益の頂像を安置する。建立年代を直接示す資料等は見当たらないものの、『当代記』慶長十三年（一六〇七）十一月五日条に「建仁寺新寺立、是は奥平美作守信昌建立也、從^二美濃国加納一人夫相上令^三普請^一、此寺を号^二久昌院^一」とあることから、この頃に建てたものと考えられる。建立以降については、寛政二年（一七九〇）・文化十年（一八一三）・天保十一年（一八四〇）・嘉永元年（一八四八）・文久四年（一八六四）等度々修理のあったことが判明する。特に前後列境・中央下間室境柱の天井上部刻銘「文化十癸酉年十一月廿五日／美濃大垣城下新町沢屋清助」にある文化十年（一八一三）、または背面側鬼瓦銘「嘉永元年／戊申年九月」・井上三右衛門／秦邦周」にある嘉永元年（一八四八）のいずれかでは、妻飾を中心とする大規模な修理を行ったことが判明する。安政三年（一八五六）頃には、浮田^{うまたいっけい}一蕙による紙本著色長篠合戦図の障壁画を上間後室に飾った。近年では、昭和四十九年に屋根葺替・部分修理を、平成七年に床廻りの修理を実施している。なお、現在屋根を棧瓦葺とするが、建立年代から考えると当初は別の材料で葺いていたことが明らかである。

平面は六間取方丈形式とし、正面及び南側面に一間巾の広縁と半間巾の落縁を廻し、背面と北側面に縁を設ける。中央は、前列を二十一畳大の室中とし、畳を廻敷にする。後列は梁行一間の仏間とし、背面側に寄せて半間巾の仏壇を通し、さらに仏龕を張り出す。仏間の裏側は南北に二室（以下「仏間裏室」とする）を並べる。両脇は南側の室を上間とし、前室はともに十二畳とする。上間後室は八畳とし、床・

違い棚・付書院を設ける。下間後室は八畳とし、西面南寄りに棚をつくる。正面北端には玄関が取り付き、背面は書院への廊下に、北側面両端は庫裏への廊下に接続する。

柱は面取角柱とし、切目長押・内法長押・飛貫・天井長押等で固める。組物は背面側柱筋にのみ柱上に舟肘木を置く。背面縁外にも柱を立て、桁で垂木を受ける。小屋組は和小屋とする。軒廻りは一軒疎垂木とし、茅負・布裏甲を重ねる。軒の支持には枯木を用い、饅頭金物で化粧垂木を吊る。妻飾は木連絡子とする。破風の坪みに三つ花懸魚鱗付を吊り、六葉を飾る。屋根は入母屋造、棧瓦葺とする。大棟は葺瓦に熨斗瓦を積み、両端に獅子口瓦鱗瓦付を置く。降棟・隅棟の各棟とも熨斗積とし、端部に鬼瓦を据える。柱間装置は、側廻りは、室中の正面中央に双折両開棧唐戸を吊り、内側に明障子を建てる。その他は基本的に腰高障子とするが、下間後室北面及び仏間裏室西面は腰障子を建てる。内部は室境に襖を建て、前列の室境上部に竹ノ節欄間を、室中・仏間境中央間上部に箆欄間を嵌める。正面広縁北端及び南側面広縁両端は杉戸を建てる。正面落縁北端及び南側面落縁の正面入側柱筋は片開板唐戸を吊る。背面縁は中敷居にガラス窓を建てる。内部は仏間を除き畳敷とし、室中は廻敷とする。天井は、内部は猿頬天井とし、広縁は鏡天井とする。

上間後室は、西面南寄りに床を、北寄りに違い棚を設け、南面西寄りに付書院を構える。しかし、痕跡からは、各柱間には引違建具を建てるのみの八畳とした可能性がある。下間後室西面南寄りの棚を設ける柱間も、当初は引違建具であった痕跡があり、結果、当初は本堂に床・違い棚・付書院は全くなかったことが考えられる。また、仏間裏室は背面側柱筋より半間張り出すが、構造より当初からのものと判断する。

正面北端に取り付く玄関は、桁行一間、梁行一間、一重、正面唐破風造、背面切妻造、棧瓦葺で、東面する。建立年代を直接示す資料等は見当たらないものの、様式及び技法から江戸時代末期の建立と考えられる。

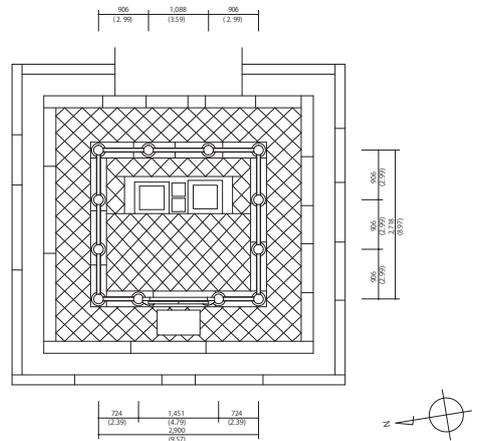
霊屋は境内南東端に西面して建ち、桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、銅板葺とする。建立年代を直接示す資料等は見当たらないものの、久昌院所蔵の文書中、「久昌院御建立旧記」『久昌院諸記録 巻』、嘉永三年（一八五〇）、「年不詳ながら奥平家の年寄衆五名が小河彦次郎に宛てた書状の享保十二年（二七二七）の写しから、元和三年（一六一七）の信昌三回忌迄に建立したものと考えられ、様式及び技法からも首肯される。建立以降については、文政七年（一八二四）及び文久四年（一八六四）に修理のあったことが判明する。建立当初は檜皮葺等の植物性屋根であったと考えられるが、現在は銅板葺としており、その際に軒廻り以上の部材については大規模な修理を行っている。

方三間の小堂で内部は一室とし、後方南側に久昌院殿（奥平信昌）五輪塔を、北側に盛徳院殿（奥平信昌室亀姫）五輪塔の二基を安置する。久昌院殿五輪塔には「慶長廿年乙卯／久昌院殿：／三月十四日」の銘を、盛徳院殿五輪塔には「寛永二年／盛徳院殿香林慈雲大禅定尼／五月廿七日」の銘を刻む。布石の基壇を設けモルタルを打ち、四半に目地を切る。柱筋に敷石を設け、柱位置に石製礎盤を据える。四周雨落到葛石を廻し雨落溝を設け、外側の葛石を周囲より一段高くする。柱は丸柱とし、上下に粽を付ける。地覆・腰貫・内法貫・頭貫で固め、頂部に台輪を廻す。頭貫端部は木鼻とする。組物は実肘木付の出三斗とし、正面中央間には中備に桃の彫刻を配した囊股を飾る。また、正面内法貫と頭貫間には牡丹唐草を透彫した彫刻欄間を嵌める。軒廻りは一軒繁垂木とし、茅負・裏甲を重ねる。屋根は寄棟造、銅板葺とする。大棟は箱棟とし、銅板で覆う。正面中央間に両開棧唐戸を吊る。内部は五輪塔周囲の一部を除き四半瓦敷とする。天井は鏡天井とする。

近世初頭における大名が創建に深く関わる禅宗塔頭寺院の特徴としては、開山禅師の開山堂に代わり壇越の墓所としての霊屋を建てる事が挙げられる。当堂はその一事例であり、府内では他に、黒田孝高及び正室光を祀る龍光院霊屋〔慶長十三年（一六〇八）、重要文化財、京都市北区〕等がある。



霊屋（内部）



霊屋 平面図



霊屋（正面彫刻）



霊屋（正・側面）

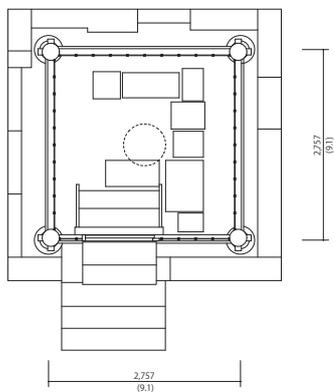
鐘楼は表門を入った南側に建ち、桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺とする。『鷲峰一枝』〔慶安二年（一六四九）、久昌院所蔵〕に、明治二十年（一八八七）以前に吊っていた梵鐘の鐘銘を記載しており、それによると、寛永四年（一六二七）六月十四日に同年の信昌十三回忌にあたり、四男松平忠明が施財し、三江紹益が「三条治士天下一 藤原実久」に命じて梵鐘を鑄造し、「当寺匠士棟梁 藤原吉幸」に命じて造立したとし、様式及び技法からも首肯される。建立以降については、文久四年（一八六四）に修理を実施したことが判明し、近年では昭和四十九年に内法貫下の堅張板を取り替えている。それ以外の部材の大きな取替え等は行われておらず、概ね当初材が残る。

方一間で基壇上に建ち、西面に二級（現状五級）の石階を設ける。壇上積の基壇上面は葛石を四周に廻し、モルタルを打つ。柱位置には切石の礎石に石製礎盤を、柱間には切石の狭間石を据える。柱は丸柱とし、上下に粽を付け、内転びに立てる。地覆・腰貫・内法貫・頭貫で固め、頭貫端部は木鼻とする。組物は実肘木付の三斗枳肘木とし、中備に臺股を飾る。妻虹梁間に鐘釣梁を架け渡し、鐘を吊る。軒廻りは一軒半繁垂木とし、茅負・木口裏甲を重ねる。妻飾は虹梁大瓶束とし、東頂部に木鼻を付ける。破風の拌みに猪目懸魚鱗付を吊り、六葉を飾る。屋根は切妻造、本瓦葺とする。大棟は熨斗積とし、両端に緒と一体に作る鬼瓦を据える。四隅には桃形の留蓋瓦を飾る。柱間は、内法貫下を豎板張とし、北面東寄りに板戸を建てる。天井は化粧屋根裏天井とする。

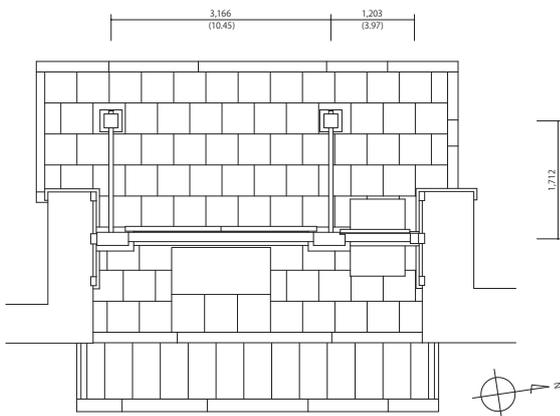
四方内転びの一般的な構造であるが、豎板張で内側を囲う点が特徴的であり、同様の事例は本山小鐘楼〔寛文十二年（一六七二）、府指定有形文化財〕でも見られる。また、元和八年（一六二二）建立の本山大鐘楼（府指定有形文化財）は飛貫より下を漆喰壁とし、塔頭常光院から滋賀県草津市西方寺に移築した鐘楼〔慶長九年（一六〇四）、県指定有形文化財〕は袴腰付鐘楼である。以上より、建仁寺本山及び塔頭寺院の鐘楼では、四方を開放にしない点が共通する。

表門は、本山法堂西側の参道に面し、東面し門扉を開く。一間薬医門、切妻造、本瓦葺とし、北方に潜戸を附属する。建立年代を直接示す資料等は見当たらないが、様式及び技法から寛文年間以降の十七世紀後期に建立したものと考えられる。建立以降については、文久四年（一八六四）に修理があり、近年では平成九年に解体修理を実施している。

本柱・控柱とも切石の礎石上に立つ。雨落に葛石を廻し、軒内は切石敷とする。本柱は五平柱とし、控柱は角柱とする。本柱上に楣・女梁・冠木・男梁を組む。冠木中央にも男梁を組み、軒桁を支える。柱筋の男梁上には板臺股を、中央の男梁上には間斗束を置き、棟木を受ける。控柱は、腰貫・飛貫で本柱と繋ぎ、頂部に男梁を載せ、軒桁を通す。軒廻りは一軒疎垂木とし、茅負・布裏甲（妻は木口裏甲）を重ねる。破風の拌みに蕪懸魚鱗付を吊り、六葉を飾る。屋根は切妻造、本瓦葺とする。大棟は熨斗積とし、両端に緒と一体に作る鬼瓦を据える。四隅には波溝形の留蓋瓦を飾る。本柱間には両開板戸を吊る。天井は化粧屋根裏天井とする。



鐘楼 平面図



表門 平面図



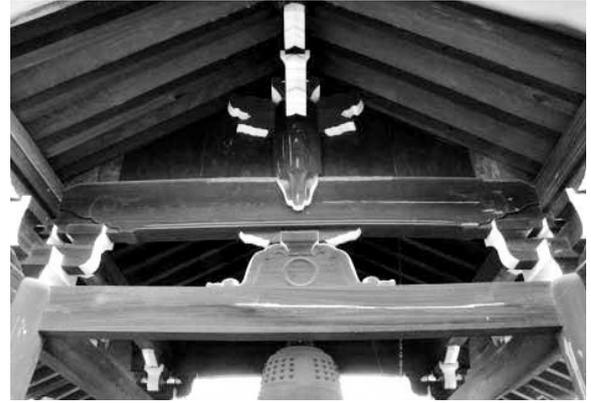
表門（正面）



鐘楼（正・側面）



表門（架構）



鐘楼（妻飾）

本堂は、現存する建仁寺塔頭寺院本堂としては最古のものであり、歴史的価値が高い。また、本山方丈「文明十九年（一四八七）、重要文化財」や塔頭正傳永源院本堂「寛永十年（一六三三）、府指定有形文化財」と同様に、当初は床・違い棚・付書院がなかった可能性があるものの、本山方丈及び正傳永源院本堂が矩形の平面となるのに対し、当堂は仏間裏室を半間背面側に張り出す凸形の平面となるなど相違もある。十七世紀前期における建仁寺塔頭本堂の一事例を示すものと言え、学術的価値も高い。

霊屋は、小規模ながら華やかな雰囲気が充ちた建築であり、意匠的に優秀である。また、十七世紀前期における大名が創建に深く関わる禅宗塔頭寺院の特徴を如実に示すものであり、学術的価値も高い。

鐘楼は、建立年代が凡そ明らかな建仁寺大工による建築であり、久昌院のみならず建仁寺全山の建築を知る上でも一つの基準となる。また、本山小鐘楼と同様に四方を板壁で囲う点は、類例が少ないものの、建仁寺における鐘楼の特徴の一つとも考えられ、学術的価値も高い。

表門は、十七世紀に遡る数少ない建仁寺塔頭寺院表門であり、歴史的価値が高い。建仁寺山内では、同じ時期に建立された諸建造物により境内を構成する塔頭が少ない中、十七世紀草創期の様相を良く伝える久昌院は、同時期における建仁寺塔頭寺院の貴重な事例であり、また、以降の展開を理解する上で、高い価値を有する。

（竹下 弘展）

【参考文献】

- ・永井規男「久昌院の歴史と建築」
（関西大学博物館紀要 第九号、関西大学、平成十五年）
- ・中谷伸生「浮田一蕙『長篠合戦図』―建仁寺久昌院客殿障壁画―」
（関西大学博物館紀要 第九号、関西大学、平成十五年）
- ・「京都府の社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書」
（京都府教育委員会、昭和五十八年）

しょうほうじ
正法寺
ぶつでん
仏殿、
おもてもん
表門

二棟

相楽郡和束町大字南小字下河原

宗教法人 正法寺

構造形式

仏殿（二棟） 桁行三間、梁行三間、一重、入母屋造、背面突出部附属、鉄板葺
表門（二棟） 四脚門、切妻造、棧瓦葺

建立年代

仏殿 明暦三年（一六五七）「棟札」

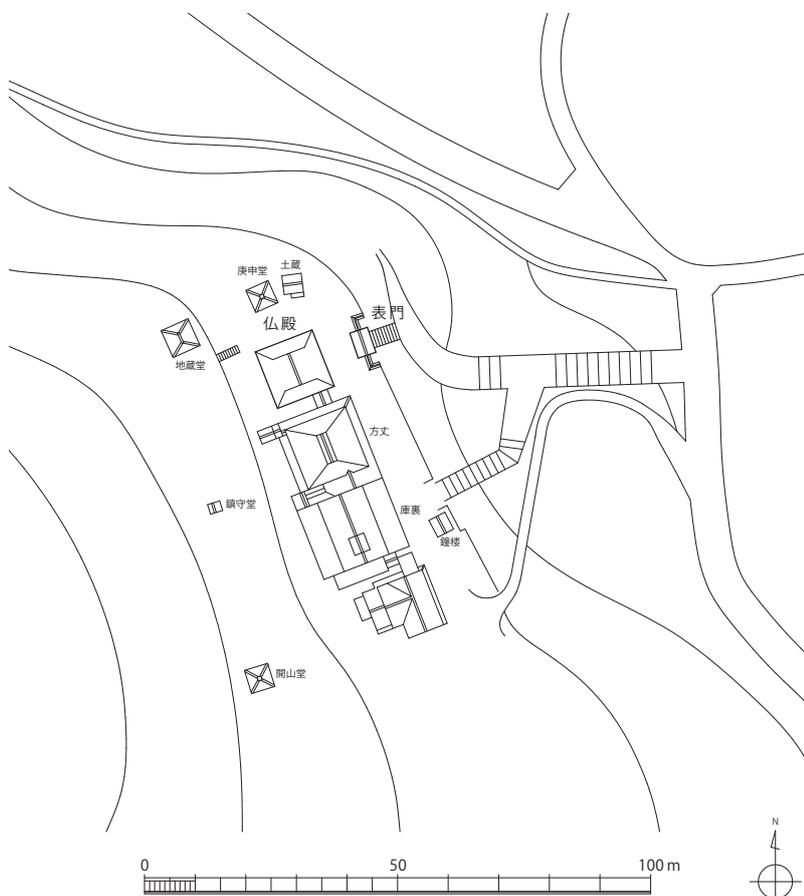
表門 一七世紀後期

説明

正法寺は、和束谷を東北から西南に貫流する和束川東岸に位置し、仏法寺山麓に境内を構える。山号を瑞泉山とし、臨済宗永源寺派に属し、如雪文岩こせつぶんがんを開山とする。創立については詳らかでないが、明暦三年（一六五七）の年紀のある仏殿棟札によると、旧号を仏法と称し、当時既に廃退の極みに達していたところ、田村貞清祖父宗意が無量寿仏を求め、貞清父了徹が一寺を創建したとする。その後、田村貞清が禅刹として整備することを計画し、永源寺第八十一世如雪文岩を開山として迎え現在地に寺地を定め、明暦二年（一六五六）十月に造営が始まり、翌年三月十四日に仏殿・方丈・庫裏が竣工したとする。

境内は、仏法寺山麓の東向き斜面に位置する。山裾からの参道を上がると、途中で二手に分かれ、右手奥に表門を開く。表門を潜ると正面に仏殿が建ち、仏殿の南側には方丈及び庫裏が並ぶ。仏殿北側には庚申堂及び土蔵が並び、その西側の一段上がった所の北端に地藏堂が、南端に開山堂が建つ。

仏殿は境内中段の北側に東面して建ち、桁行三間、梁行三間、一重、入母屋造、



正法寺 配置図

鉄板葺とし、仏龕は無量寿仏を安置する。棟札に「明暦二年良月吉日始運斧斤至同三年三月十四日仏殿方丈庫司畢其功矣」・「大工和州法隆寺藤原長次郎」とあり、明暦三年（一六五七）に建立したことが判明する。その後の修理については、文化十三年（一八一六）に須弥壇を取り替える修理のあったことが判明し、近年では昭和四十年頃に茅葺屋根に鉄板を被せたことが分かる。

内部を一室とし、後方に寄せて来迎柱を立て須弥壇を構える。来迎柱から後方には仏龕を中空に張り出し、背面両脇間は脇壇を突出させる。基礎には石積基壇を設け、柱位置には切石の礎石を、柱間には切石の狭間石を据える。柱は丸柱とする。側柱は地覆・腰貫・内法貫・飛貫で固め、頂部に舟肘木を置く。来迎柱は地覆・腰貫・

頭貫で固め、頂部に台輪を載せ、実肘木付きの三斗枅肘木を組み、正面にのみ中備に間斗束を据える。背面に突出する脇壇の柱は角柱とし、腰貫で本屋と繋ぐ。

小屋組は和小屋とする。正・背面の側桁上に大梁を二列架け、その上に桁行に束踏を三列架ける。束踏上の小屋束に更に桁行に二重梁を通し、小屋束を立て、指母屋・指棟等を受ける。小屋束は貫で固め、軒の支持には桔木を用いる。扱首は側桁上の母屋・桔木上の束及び指棟木で支持し、頂部で合掌に組み野棟木を受けるが、扱首尻は受け材を設けない。扱首上には屋中を括り、野垂木を配る。

軒廻りは一軒半繁垂木とし、茅負・布裏甲を重ねる。妻飾は木連絡子とする。破風の押みに蕪懸魚を吊り、六葉を飾る。屋根は入母屋造とし、茅葺に鉄板を被せる。大棟は箱棟とし、鉄板で覆う。正・背面中央間及び側面前端間には棧唐戸を吊る。正面両脇間には花頭窓を穿つ。床は四半瓦敷とするが、見え隠れとなる須弥壇下は土間とする。仏壇上及び脇壇上は鏡天井とし、その他は格天井とする。

仏殿は、正面の中央間に棧唐戸を吊り両脇間に花頭窓を設け、内部を四半瓦敷とするなど、禅宗様の意匠を見せる。一方で、礎盤を据えない側柱には、上下とも粽を付けず、柱上に舟肘木を置くなど、禅宗様以外の意匠も多い。さらに、内法貫の上に飛貫を設けて成を高くするが、その間は漆喰壁とするのみであり、茅葺屋根（現状は鉄板葺）と相まって、全体的には簡素に見える。なお、装飾的な要素は来迎柱廻り程度とするが、頭貫木鼻で渦先端の玉直近から若葉が接する様に伸び、台輪下端にも猪目を彫るのは珍しい。個々の部材を見ると、化粧材には上質な桧材を多用する。

また、南山城地域に所在する禅宗寺院の仏殿建築は数少なく、当仏殿以外では、酬恩庵本堂〔永正三年（一五〇六）、重要文化財、京田辺市〕、禪定寺観音堂〔延宝八年（一六八〇）、府登録有形文化財、宇治田原町〕、甘南備寺本堂〔元禄二年（一六八九）、京田辺市〕が知られる程度である。

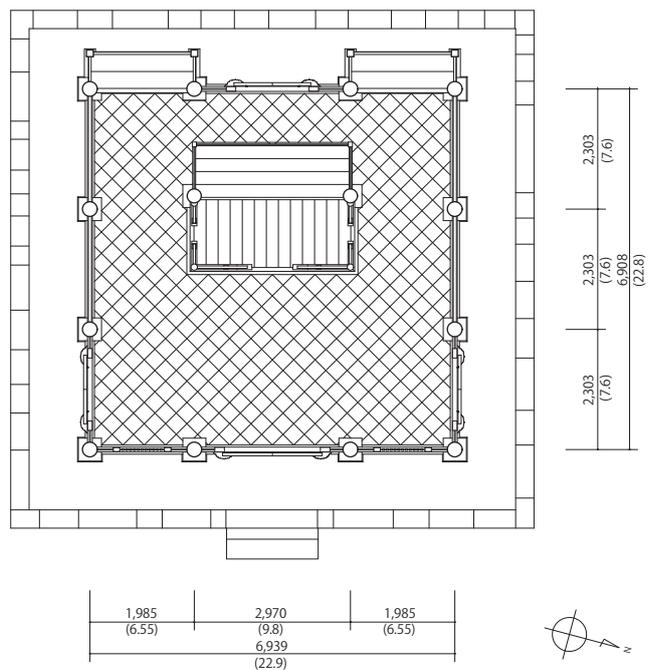
法隆寺の大工については、京都大工頭中井家を後盾として、十七世紀には集団



仏殿（正面）



仏殿（内部）



仏殿 平面図



仏殿（小屋組）

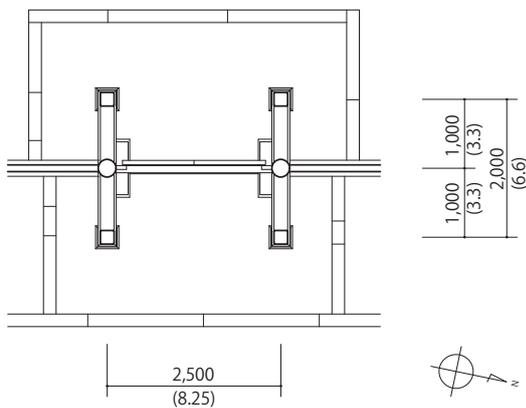
で他地域の造営に参加していたものの、十八世紀以降はその活動の減少するところが報告されている。また、旧相楽郡・久世郡・綴喜郡で構成する南山城地域では、山城大工組及び加茂組の活動下にあつて、和伎座わきざ天乃夫岐売あめのふきめ神社じや本殿〔元禄五年（一六九二）、府登録有形文化財、木津川市〕をはじめ、幾つかの造営の事例が知られる。「大工和州法隆寺藤原長次郎」の詳細は不明であるものの、当堂は、法隆寺の大工が造営に關わる、早期の事例である。

表門は、仏殿の東側に東面して建ち、四脚門、切妻造、棧瓦葺とする。創建については詳らかでないが、京都府行政文書（重要文化財）中の『寺院明細帳』『明治十二年（一八七九）頃』では寛文五年（一六六五）に後水尾法皇より、また、『京都府相楽郡誌』『京都府教育会相楽郡部会、大正九年（一九二〇）』では、同年に東福門院より下賜されたとし、京都府行政文書中の『古社寺調』『明治二十九年（一八九六）』にある正法寺境内図では「仙洞御所ヨリ賜之」と注記する。様式及び技法からは十七世紀後期の建立と見え、この頃に新造したものと考えられる。こけら軒付が残存しており、建立当初の屋根はこけら葺であったと考えられるが、時期不詳ながら棧瓦葺に変更し、現在に至る。

本柱位置には切石の敷石及び唐居敷を、控柱位置には切石の礎石を据える。四周雨落には葛石を廻し、軒内はモルタル打ちとする。本柱は丸柱とし、控柱は切面取角柱とする。本柱上に楣・女梁・冠木・男梁を組み、その上に実肘木付きの三斗椀肘木が載り妻梁を支える。冠木上には中央に臺股を置き、妻梁と同高で桁行の梁を



表門（正面）



表門 平面図

載せる。妻梁上には板臺股を、梁上には大瓶束を置き、棟木を受ける。控柱は腰貫・腰長押で本柱と繋ぎ、頂部に虹梁形とした頭貫と男梁を収める。控柱上には実肘木付きの三斗椀肘木を載せ、中備に葦束を組み、軒桁を通す。軒廻りは二軒繁垂木とし、木負・茅負・布裏甲・こけら軒付を重ねる。破風の押み・降りともに蕪懸魚鰭付を吊り、押みの懸魚には六葉を飾る。屋根は切妻造、棧瓦葺とする。大棟は覺瓦に熨斗瓦を積み、輪違瓦を青海波状に重ね、両端に獅子口瓦鰭瓦付を置く。降棟は熨斗瓦に波形の輪違瓦を重ね、端に獅子口瓦を置く。本柱間には両開板戸を吊る。天井は化粧屋根裏天井とする。

頭貫木鼻や虹梁形頭貫等には特徴的な絵様が施され、特に頭貫木鼻は形状・絵様とも仏殿の来迎柱頭貫木鼻と似るが、全体的に仏殿よりも装飾に富んだものとする。仏殿と同じ大工による造立の可能性も考えられるが、詳細は不明である。なお、建立以降部材の大きな取替え等は行われておらず、概ね当初材が残る。



表門（妻飾）



表門（側・背面）



表門（組物及び絵様）



表門（架構）

仏殿は、南山城地域に所在する数少ない禅宗寺院の仏殿建築である。棟札により建立に至る経過や建立年代も明確であり、歴史的価値の高いものである。また、南山城地域における他国の大工の活動事例として、さらに、法隆寺の大工の活動事例として、今後大工活動の研究を進める上で、重要なものと言える。

表門は、正面に唐獅子牡丹を据え背面も唐獅子の体軀裏に牡丹を散らす幕股を飾るなど、上質な彫刻を配る。化粧材には樺の良材を用いるなど、南山城地域に所在する四脚門の中でも比較的華やかなものである。全体的に小規模ながらも質が高く、意匠的に優秀なものである。

いずれも、南山城地域において禅宗寺院伽藍の一事例を伝える歴史的価値の高い建物である。
（竹下 弘展）

【参考文献】

・『中井家文書の研究 第二巻 内匠寮本図面篇二』

（平井聖、中央美術出版、昭和五十二年）

・『奈良県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』

（奈良県教育委員会文化財保存課、昭和六十二年）

・『京都の社寺建築（南山城編）』

（京都府文化財保護基金、昭和五十四年）

美術工芸品

けんぼんちやくしよくふどうみょうおうさんどうじぞう
絹本着色不動明王三童子像

一幅

京都市南区九条町一

宗教法人 教王護国寺

法 量 縦 一一九・二 横 六三・三 (単位 センチメートル)

品質構造 絹本着色掛幅装 料絹は二副一鋪で、右から一九・〇、四四・三センチ

メートルの絹幅を認める。

図 様

画面中央に大きく不動明王を描く。向かって左側前方に一軀(制吒迦童子か)、向かって右側には前方に一軀(矜羯羅童子か)、後方に一軀(蓮華童子か)の三童子が立つ。不動明王、童子らはいずれも岩座に立ち、画面の下方には奔騰する水波があらわされる。



絹本着色不動明王三童子像

不動明王は直立し、右手は肘を張りだして三鈷柄の剣を垂直に捧げ、左手は垂下し掌を内側に向け索を執る。頭髮は巻毛で頭頂に頂蓮を載せ、左側に辮髪を垂らす。眉をつり上げ、左眼をわずかに閉じて正面を見据え、口を固く閉じて右の牙を上方に、左の牙を下方に出す。上半身に条帛、下半身に裳を着け、胸飾、臂釧、腕釧、足釧を着ける。背後には火焰を描く。明王の肉身は黒(彩色不詳)。条帛は表が赤色、裏は白色で、裳は表が濃い赤色、裾は赤色、裏面は現状黒(彩色不詳)である。

童子はそれぞれ腕釧を着け、腕と足首に紐を結ぶ。左側に描かれる童子は、右手で杖を執り、岩座上に突き立て、左手は右腕に添える。肉身は赤、肩布は現状黒、裳は赤色、裏面と裾は現状黒である。右側の二軀の童子はいずれも胸飾を着ける。右側前方に描かれる童子は左腋に独鈷杵を挟み、右手首に索を懸けて胸の前で合掌する。肉身の彩色は不詳。条帛を赤、裏面を白に塗る。裳の彩色は赤、裏面及び裾は現状黒、足首に結ぶ紐は赤に塗る。右側後方に描かれる童子は左手で胸前に蓮台を持ち、右手をその上にさしかける。頭上に蓮台を戴き、掛緒を顎にかける。肉身を白、条帛を白に塗る。

記 録

(箱蓋裏書) 寛延二己巳年十月修補 于時年預 宝菩提院法印大僧都寛空

保存状態

画面の損傷や旧修理により彩色等が不明瞭となっているが、画面全体が完備する。

伝 来

箱蓋裏に宝菩提院寛空による寛延二年(一七四九)の修理銘を有する。平成六年度、矢口浩悦庵により保存修理施工。

時代 鎌倉時代

参考資料 『白宝口抄』巻九十六 不動法二(『大正新脩大藏經図像部第七巻』)

三童子事

口云。一矜羯羅童子。二制吒迦童子。三蓮華童子也。矜羯羅住索手方。是引左道衆生永入仏道。慈引益徳也。故仏部也。制吒迦童子住剣方降難化衆生。悪性は表断感智。故金剛部也。蓮華童子是蓮華部也。即胎界三部諸尊撰入此童子。胎界義也。(後略)

説明

東寺に伝わる三童子を伴った不動明王像である。本作に描かれる不動明王の像容は不動十九観にほぼ準じており、建久六年(一一九五)に書写された醍醐寺本円心様との一致が指摘されている。頭上に頂蓮をいたたく点異なるが、図像はおおよそ重なっており、火炎が迦楼羅を象る点も共通する。三童子を伴う図像には、円珍請来様の五大尊像に含まれる不動明王三童子五部使者や仁和寺本、石山寺本(俱利伽羅三童子)が知られるが、本格的な作例は綾部市楞嚴寺本、和歌山県五坊寂靜院本、福井県萬徳寺本、長崎県清水寺本のほか、真正極楽寺本、宮津市萬町本、三千院本(俱利伽羅三童子)などに限られ、現存例は多くない。本作は、こうした図像の系譜に先立つ本格的な仏画であり、不動明王像の展開を考察する上で注目される作例である。また、宝菩提院第一世亮撰『白宝口抄』(参考資料)に矜羯羅童子、制吒迦童子、蓮華童子の三童子が説かれており、本作の修理を行った宝菩提院覚空が同年に弘法大師像(談義本尊)を修理したことが知られるなど、本作は東寺における信仰を探る上でも注目される。

画面を見ると、経年劣化や修理により彩色等に不明な点が多いが、図像を損なうことなく全体が完存する。不動明王の体軀や童子の表情の伸びやかな描写、炎の繊細な表現などに優れた画技を示している。赤外線撮影写真によってより詳細に表現を確認できるが、中でも墨線の流麗な様は特筆され、頭髮や水波の勢いある筆線や岩座の繊細な陰影は同時代のうち優れたものに挙げることができる。制作が平安時代末に遡る可能性も指摘されており、絵画表現の点でも注目される。

このように、本作は不動明王三童子の類例稀な彩色本であるとともに、東寺における不動明王信仰の一端を示す作例として、また優れた絵画表現を示す作例として貴重である。(中野慎之)

【主要参考文献】 泉武夫「不動明王三童子像」解説

(『新東寶記 東寺の歴史と美術』真言宗総本山東寺、平成七年)



部分 赤外線撮影



絹本着色不動明王三童子像 部分 赤外線撮影

絹本着色弘法大師像（観智院伝来）

一幅

京都市南区九条町一
宗教法人 教王護国寺

法量 縦 一三四・〇 横 一〇七・二 （単位 センチメートル）

品質構造 絹本着色掛幅装 料絹は三副一鋪で、右から三〇・五、四七・五、二九・二センチメートルの絹幅を認める。（ただし画面端は上下とも後補）

図様

三副一鋪の画絹に、弘法大師の姿を描く。大師は画面左方を向き、右手は胸前で五鈷杵、左手は膝上で念珠を執り、椅子式の牀座上に結跏趺坐する。着衣（彩色不詳）は衲衣に袈裟を重ねる。牀座の左手側に水瓶を注口部を外に向けて置き、前方には画面左方に向け杓が置かれる。

肉身部は墨線で輪郭を括り、眉は毛筋描きする。眼は上瞼を濃い墨線、下瞼を淡墨線とする。瞳は黒目黒、そのまわりに赤、白眼白、血走り赤。下瞼及び目尻に墨線で皺をあらわす。口唇は墨線で輪郭を括り、赤に塗る。耳と鼻は墨線で描出する。五鈷杵は彩色不詳。念珠は墨線で括り、褐色に塗る。一部は墨線の円により水晶として描き、その内側に墨線に赤の線を重ねた紐を描く。念珠の垂飾に水晶（紐赤）の連珠および受けのある珠（褐色）が付く。

牀座は、木部に茶色と墨で木目を表し、脚先は白とする。先端部の金具飾りは金で表現される（裏箔か）。杓は墨で塗り、下部を薄く暈かす。水瓶は彩色不詳（褐色か）。



総裏紙貼付銘



絹本着色弘法大師像（観智院伝来） 面部

記 録

（表背上軸部墨書）高祖大師御筆画像 東寺 観智院

（総裏紙貼付銘）高祖大師真影 御筆 応永二年十一月十五日令修復了

法印権大僧都賢室

（箱蓋表書）高祖大師御筆御影 東寺 観智院

（箱蓋裏書）今此尊影者収当院宝库也積有年歳師主僧正繕装既畢当院累祖并法類從

弟剃頭染衣之砌必用此影像亦尚矣就中去歲丙寅五月十八日 勸修寺新宮

徳明親王御得度之時／所用此画像予御戒師勤仕焉且又 尊孝 寛宝両門

主御師範并慈尊院興応二松満存山田伴康不残一介剃髮戒師等可貴可悅今
日家深郁英剃髮之次記之了(皆延享第四丁卯歳仲秋八日/定額僧貫首僧
正賢賀へ俗齒六十四/夏藹五十五)

保存状態

画面の下部(約四分の一)及び上部は後代の補絹であり、絵絹を横さ
いに用いる。本紙に折れが発生し、欠失部に後世の補絹が各所に施さ
れるほか、絵具層の剥離も著しい。

伝来

(一) 総裏紙に貼付けられた修理銘により、応永二年(一三九五)に賢宝によつ
て修理されたことが知られる。

(二) 箱の蓋裏に延享四年(一七四七)に賢賀によつて記された墨書によれば、本
作は観智院に伝来して剃頭染衣の儀礼に際して懸用されてきたものであり、
その師(杲快か)により修復されたという。

時代 鎌倉時代

説明

本作は東寺観智院に伝来した弘法大師像である。弘法大師像の成立については、
真如親王が描いたと伝える高野山御影堂伝来の画像によるとされる。この根本像の
姿は第三転写本と伝わる承安二年(一一七二)制作の大阪府金剛寺本により知られ、
弘法大師画像の一定型として真如様と通称されている。本作は、この像容を示す作
例の古例であり、弘法大師信仰の拠点である東寺に伝来したものと見て注目される。
本作はわずかに抑揚を付けた緊張感のある墨線により描出される。転写本ながら
優れた表現を見せており、制作は鎌倉時代に遡ると見られる。弘法大師の単独像と
しては金剛寺本のほか、和歌山県龍泉院本、東京都大師会本、東京都總持寺本、三
重県大宝院本などがある。これらと比較しても本作の筆致は確かなもので、制作は
十三世紀前半まで遡る可能性もあり、弘法大師像の典型を示す優品に挙げることが
できる。

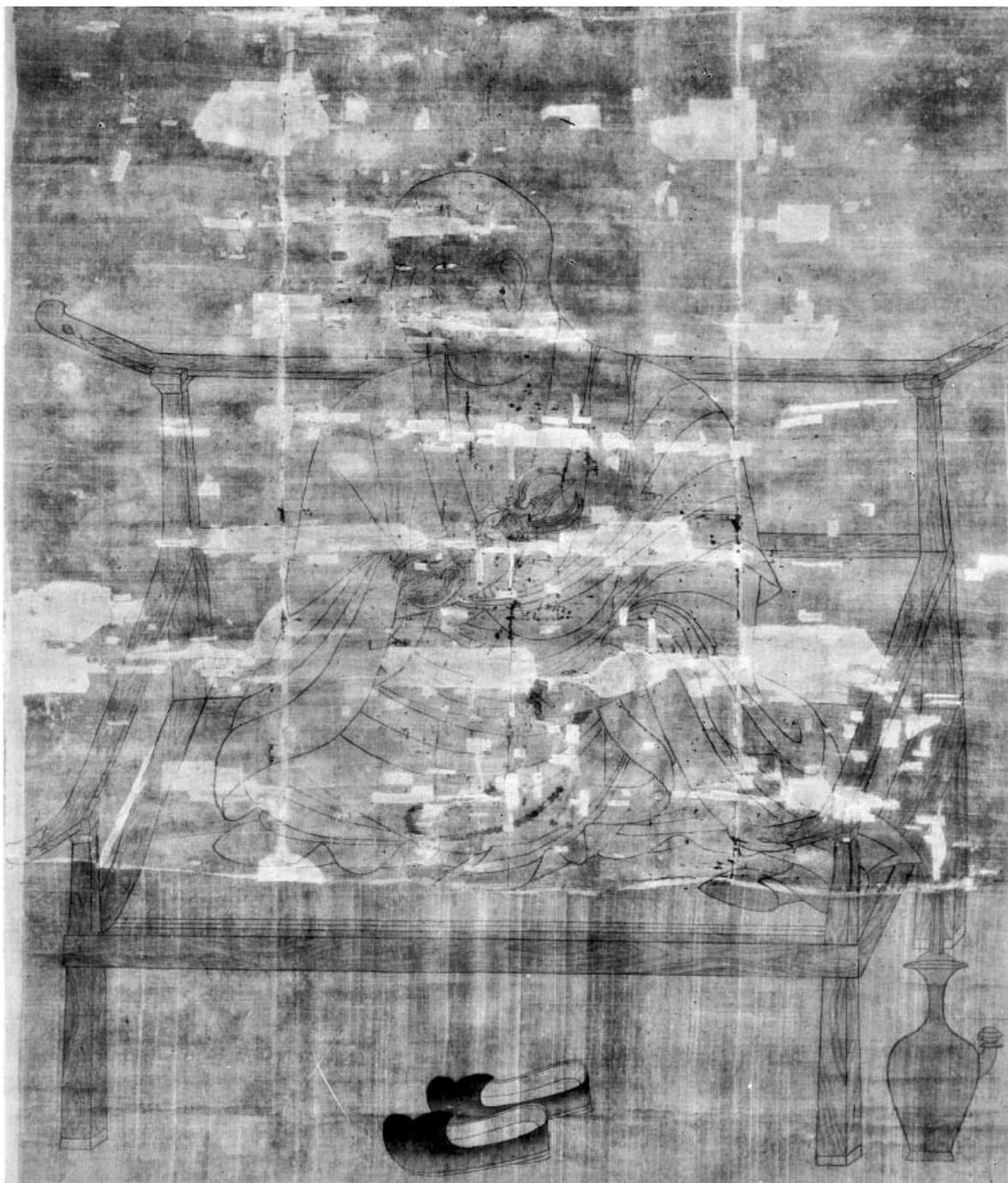
現存する修理銘により、本作は応永二年(一三九五)に賢宝により修理されたこ
とが知られる。賢宝は観智院の第二世で、師の杲宝とともに東寺の教相修学を興隆
した。応安七年(一三七四)の『弘法大師行状要集』編纂、同年に着手し康応元年
(一三八九)に完成した「弘法大師行状絵詞」制作、康暦元年(一三七九)に焼失し
た西院御影堂の復興、宝物整備を行うなど、弘法大師信仰においても重要な事績が
知られ、本作の修理もこれに連なるものとして注目される。また、延享四年(一七四七)
に記された由緒筆者である賢賀は観智院第十三代で、杲宝・賢宝以来書写収集され
てきた聖教を十二代杲快とともに修理分類し、観智院金剛蔵聖教を整備した人物で
ある。この由緒によれば、当院の累祖から法類従弟に至るまで、邦頼親王(徳明親王)
をはじめ剃頭染衣の際にはこの弘法大師像を用いたといい、現在でも剃髮大師とい
う通称が知られている。こうした伝来は、東寺における弘法大師像の位置づけの一
端を示すものであり、弘法大師信仰を検討する上でも重要な意味を持つ作例と言え
る。

このように、弘法大師像の典型たる真如様の古例である本作は、その優品として
の評価に加え、東寺における弘法大師信仰の様相を示す作例としても高い価値を有
している。(中野 慎之)

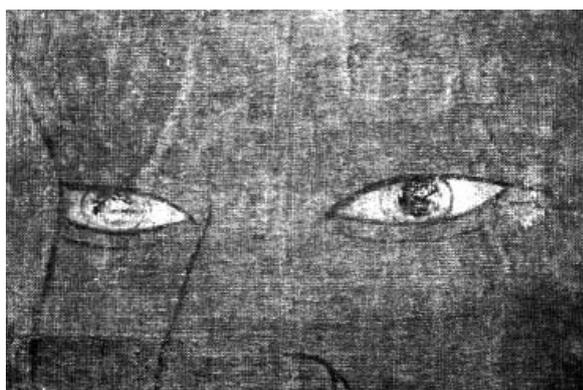
【主要参考文献】

- ・濱田隆「弘法大師像の成立と展開」
『密教美術大観 卷四 天・法具・祖師』朝日新聞社、昭和五十九年
- ・中島博「弘法大師像」解説

『新東實記 東寺の歴史と美術』真言宗総本山東寺、平成七年



絹本着色弘法大師像（観智院伝来）赤外線撮影



面部（細部）



左手



絹本著色弘法大師像 (宝菩提院伝来)

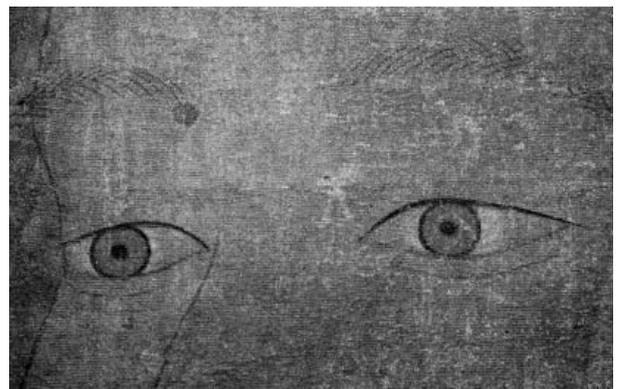
一幅

京都市南区九条町一
宗教法人 教王護国寺

絹本著色弘法大師像 (宝菩提院伝来) 赤外線撮影



左手



面部 (細部)

法 量 縦 一四〇・二 横 一一八・五 (単位 センチメートル)

品質構造 絹本着色掛幅装 画絹一副一鋪

図 様

一副一鋪の画絹に、弘法大師の姿を描く。大師は画面左方を向き、右手は胸前で五鈷杵、左手は膝上で念珠を執り、牀座上に結跏趺坐する。着衣は衲衣に袈裟を重ねる(彩色に白を用いるか)。牀座の前方には画面左方に向け杵が置かれる。なお、画面右下には欠失が多く、当初に水瓶が描かれていたかは不明である。

肉身部は墨線で輪郭を括り、眉は毛筋描きする。眼は上瞼を濃い墨線、下瞼を淡墨線とする。瞳は黒目黒、そのまわりを茶、白眼を白に塗る。下瞼に墨線で皺をあらかわす。口唇は墨線で輪郭を括り、薄く赤に塗る。耳と鼻は墨線で描出する。

五鈷杵は墨線で描き金に塗る。念珠は墨線で描き白に塗る。念珠の垂飾先端には受けのある珠が付く。

牀座は、木部を一色に塗り(彩色不詳)、脚先及び隅の金具飾りは金に塗る。褥は淡黄色地に白の団花文を散らす(緑は緑に塗るか)。杵は墨で塗り、下部を薄く量かす。

記 録

(表背上軸部墨書) 弘法大師御影 宅間法眼筆 東寺宝菩提院蔵

(表背貼付銘：旧修理銘)

右此御影者山城国高雄山／於神護寺陀摩法眼三幅／書之其内

一幅是也然処／破懐之間末世為興隆奉／成表補画所如件／

天文九(庚子)年三月廿一日／施主金剛仏子頼玉／表補絵師

広田宗雲助成在之／秋田孫次郎夫妻助成在之

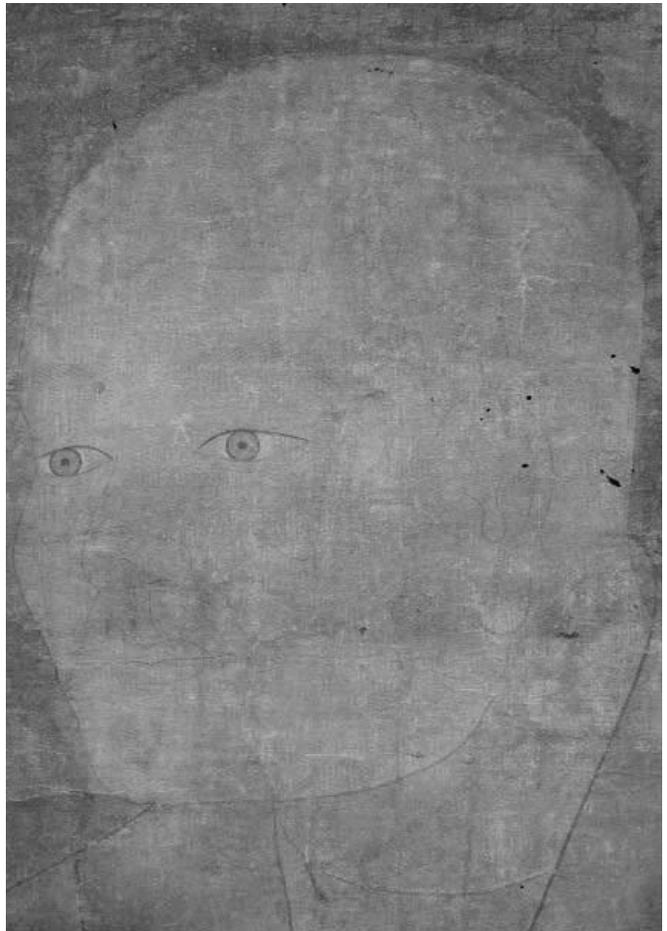


(箱蓋裏書) 此影像者当院累代之重宝世人所知名画也雖然天文九年修覆以来曆百

六十一之星霜而朽損不一已大破失之悲歎之余不得止宝永六年□於□金一両

方金百疋命于表補師片岡太郎重智令修補自春二月至冬十一月新造箱而奉

納之後覺之筆光明真言一遍廻向可有之乎 于時院務大僧都教猷□



絹本着色弘法大師像(宝菩提院伝来) 面部

保存状態 本紙に折れが発生し、絵具層の剥離が著しい。

伝 来

(一) 表背に貼付された天文九年(一五四〇)の修理銘は、これが神護寺で陀摩法眼が描いた三幅のうち一幅と伝え、この年に修理されたことを記す。

(二) 箱の蓋裏墨書により、これが宝永六年(一七〇九)に修理されたことが知られる。表背上軸部の墨書により、宝菩提院に伝来したことが知られる。

参 考 資 料

(一) 『神護寺略記』

一、奉安置納涼坊

大師影像一鋪奉安厨子、供僧六口在之

右根本御影也、子細在別、不能載記録、

同像一鋪奉安厨子、

右文治年中、以根本御影奉写之、絵師詫麻先生為辰也、

(二)『神護寺最略記』納涼房

弘法大師御住房云云、小野僧正記意也、

御影者、延暦御渡海之時、八幡大菩薩御手合写御本紙也

又一本御影者、文治年中詫麻先生為辰筆也、

(三)醍醐寺所藏絹本着色弘法大師像総裏紙貼付銘敬奉図絵神護寺納涼坊御影事／右

御影像者八幡大菩薩之御宸筆也伝聞大師御入唐之時詣于宇佐宮備於法味□入唐求

法安穩成就之祈念給之時靈神現形令図画給高祖□□亦写尊神真影給／世号靈聖之

御影永代奏高雄山之靈宝然而貧僧横尾再興之刻昔此影在此処之事雖聞有名無実也

仍免願八万影考筆模写永令安置当院者也風聞八幡大「」／依有因縁天龍寺之真

扉之第本導同此処無之故同奉模図真志□□当□再興密教弘通□国衆民二利円満□

□□願成就万利□也而已「」于時応永十三年（丙／戌）六月廿一日記之□□

（平等）心王院再興慈葛成賢（花押）

時代 鎌倉時代

説明

本作は東寺宝菩提院に伝来した弘法大師像である。弘法大師像には真如様と異なる典型的な図像があり、本作はこれを代表する作例として知られる。すなわち衲衣の胸元をしめ、袖口からは筒袖状の内衣を見せ、牀座に坐すというもので、弘法大師信仰の拠点である東寺に伝来したものと見て注目される。

同じ図像の作例としては、他に神護寺本、大覚寺本、醍醐寺本、仁和寺本、滋賀県石山寺本、神奈川県浄光明寺本、高知県金剛頂寺本、岐阜県阿名院本などがある。本作は彩色の剥落などが進むも画面全体をよく留めており、均質で緊張感のある筆致で五鈷杵や牀座の金具、衣文線が精緻に描出される。転写本としても優れた表現を示しており、制作は鎌倉時代に遡る古例と考えられる。

天文九年（一五四〇）の表背貼付墨書は、本作が神護寺で詫摩法眼が描いた三幅のう

ちの一幅であると伝えている。『神護寺略記』『神護寺最略記』には文治年中に詫麻先生が辰が描いた弘法大師像が同寺納涼房に伝わることを記し、これが八幡神の描いた御影の転写であることを示唆する。応永十三年（一四〇六）の醍醐寺本総裏紙貼付銘には、醍醐寺本が「神護寺納涼坊御影」を写したものであり、これが弘法大師と八幡神が互いの姿を写した「靈聖之御影」と呼ばれたことを記す。同図像の現存例のうち神護寺本や浄光明寺本は互御影として八幡神像と併せて伝来しており、東寺においても、宝菩提院第一世亮禅の本尊であった巨勢有久転写の互御影が応永年間には西院御影堂に伝存していたことが知られる（『東宝記』、「西院御影堂内外陣具足目録案」）。このように、互御影の弘法大師像は中世において重視され転写が繰り返された図像であり、本作も神護寺伝来本という伝承を伴い宝菩提院で珍重された弘法大師像として、注目すべき作例と言える。

このように、本作は弘法大師像の典型となった図像の古例にあたる優品であり、弘法大師像の展開を考える上でも高い学術的価値を有している。（中野 慎之）

【主要参考文献】

内田啓一「互いの御影」空海と僧形八幡神画像について―成立から浄光明寺本まで

『仏教芸術』三三〇、平成二十五年



襦 部分



金具 部分

木造男神坐像

一 軀

相楽郡和束町大字園小字奥出二
宗教法人 観音寺(奈良国立博物館寄託)

法 量 像高 五二・二 髮際高 四一・五

頂―顎 一九・七 面長 九・七

面幅 九・四 耳張 一一・七

面奥 一一・三 胸奥(中) 一三・〇

腹奥 一五・〇 肘張 二八・八

袖張 三〇・〇 膝張 四二・三

膝高(左) 九・三 膝高(右) 九・三

坐奥 二九・一 (単位 センチメートル)

形 状 双髻を結う。地髪は天冠台下正面のみ疎らに髪束を表し、その他は平彫りで、毛筋も表さない。天冠台は紐一条の上に列弁帯。三山形の宝冠(中央分の山形は左右のそれより一段前へせり出る)を着ける。眉根を寄せ、瞼目。口辺をへしめる。耳朶は中央を窪ませるが、不貫。顎の括りを一条表す。盤領の内衣、右前の內衣を重ねて着け、両袖口に縁を見せ、折り返しをつくる。鱗袖衣を着ける。裙を着ける。両肩から領巾をかけ、両腋内に入れる。左手は垂下、左膝のわずかに上で掌を内側に向け、第一・三・四指を相捻じ、第二・五指を伸ばし、未敷蓮華の茎を執る。右手も垂下するが、左手よりも高い位置で手首を少し外に反しつつ掌を内側に向け、現状、第一・三指を曲げ、他指を伸ばす。右足を外にして結跏趺坐する。

品質構造 頭体幹部は、両体側部及び両腰脇部を含め、木心を左前方に外した針葉樹(ヒノキか)の一材から彫成し、内刳は施さない。両脚部は木心を両膝側面に籠めた横一材(右膝下底面に節がある)から彫成、内刳しない。両手首先を短く。

彩色は多くが剥落するが、わずかに確認できる部分は次のとおり。髪の毛塗りは素地に直接施され、その他の彩色は白下地を施す。髪、墨、冠、一部に緑が見える。領巾、一部に青、緑、赤が認められるが、詳細は不明。丹で花文を描くか。鱗袖衣(表)、緑青。あるいは墨で縦縞を描くか。広袖衣(表)、赤地。

保存状態 両手首先、持物は後補。台座、光背は亡失。衣端、鱗袖など、表面各所に擦損、割損が生じる。平成十二年度に有限会社楽浪文化財修理所により保存修理施工。修理時に両脚部裏の中央部から左膝下底面にかけて新補の薄板を貼り、像の安定を図っている。

伝 来

(一) 寺伝に、京都北野神社より勧請したとする。また、当寺に安置される以前は若松天神社に祀られていたといひ、菅原道真作の十一面観音と称していたといふ(昭和五十一年度、文化庁文化財集中地区特別総合調査。この所伝について、椿井文書「山城国和束袖之庄惣社大宮社紀写」(参考資料一)があり、これに基づくと思われる明治以降の同時旧蔵由緒書(参考資料二)は本像を十一面観音とする。

(二) 昭和五十七年七月二十八日、奈良国立博物館寄託。

(三) 平成十二年度、楽浪文化財修理所により保存修理施工。

参考資料

(一) 「山城国和束袖之庄惣社大宮社紀写」(天満宮所蔵)

(前略) 人皇八拾八代後深草天皇の御宇建長元年の春二月廿四日夜和束庄内字宮野ヶ原(今門前村之内)入り候 といふ所に一株の松自然と生し其枝に白幣綿麻掛れり同廿五日辰の刻より申の下刻に至るまで五色の雲棚引ぬ然るに当庄の探題米山左近大輔源在信不思儀の瑞夢を見る其夢に白髪たる翁の白牛に乘し来り神託しての玉わく我は是洛北北野の社より来れり若松の生地は是当に有縁の勝地也こゝに於て一社を建立し我を崇め祭なば弥莊内安穩風雨順時五穀豊饒ならんと云々夢見て後歎喜感踊して其社を建て祭り奉る依而若松天満宮と号し奉り所地もまた宮野ヶ原と称しぬ是天神勧請の権輿なり然るに同三辛亥年八月御瑞験の事あるに依而興福寺の庁所に訴訟し奉り則また官務椿井越前公の蔽

命として新に洛陽北野御社より勧請し奉り社殿を造営し木守兵衛尉物部仲堂をのへて正番匠職として相勤め御棟上の式厳重たり此刻北野社別当融円僧都不断持念し奉る天満宮御自作の神像を米山在信に附属し玉ふによつて御社に安置し奉り（中略）天保貳辛卯年五月中幹日誌写之／杣別宮春日社永檢校職家／椿井権之丞平群宿祢廣雄（花押）

（二）同寺旧蔵由緒書

茲に安置し奉る十一面觀世音菩薩は人皇八十八代後深草院の御宇建長元年春二月廿四日当郷探題職米山左近大輔源在信に小社を建て若松天神と号すべき旨御信託あり依て洛陽北野天神の御社より勧請し奉り御神躰は即ち同社別当融円僧都の念持仏にして菅原道真公の御自作たり抑々勧請の当初より郷民挙て五穀成就家内安全の祈誓を凝せしに時なる哉明治維新の政変に際し神佛判然の令を奉し当山に移



木造男神坐像

時 代 平安時代
し奉りし以来道俗の信仰絶なんとす予往昔因縁の浅からざる追慕の念に堪へず即縁の衆生に因縁の結ばしめんと欲し開扉し奉る所なれば各善男善女二世安樂の願を凝し謹みて拝礼を遂げられましよし



左側面



背面

説明

和東町大字園の観音寺は、かつて金胎寺の末寺であった真言宗の寺院で、現在は醍醐寺派に属する。同寺に伝来した本像は、南山城に伝来する神像の中でも古例に属する優品である。

木心を左前方に外した針葉樹の一材から像容を彫出し、両脚部には横一材を用いる。頭部部、脚部ともに内刳は施さない。顎を引き、顔をややうつむけ、目を見開いて前を見据える。眉目や衣に鎚を立てるが、彫口は総じてなだらかで、体軀にはやや厚みがあるなどの特徴とあわせ、制作は一一世紀に遡ると考えられる。各所に割損があるものの、表面にほとんど風化がなく、後補部を除けば造像当初の姿をよく伝える保存状態も高く評価される。

本像については、北野天満宮から勧請された菅原道真自作の十一面観音像とする寺伝があり注目されてきた。頭上面がない像容ながら十一面観音とされる点は、『北野社領目録写』（筑波大学所蔵文書）に和東庄が見え、また近隣の天満宮に南北朝時



解体写真（修理中）



像底（修理前）

代に遡る「和東天神縁起」が伝わるなどの、天神信仰と関わる当地の歴史から天神の本地仏として解釈されている。文献では、椿井文書「山城国和東杣之庄惣社大宮社紀写」（参考資料一）に天神自作とされる神像が北野社から当地へ与えられたとの記述があり、これに基づくと考えられる明治以降の由緒書（参考資料二）が本像を十一面観音とするなど、近世以降の本像の評価が確認できる。

本像の両手首先が後補であることにより、当初は筆と巻子を持つ姿であった可能性が指摘され、冠を戴き鎧袖衣を着する忿怒形という像容とあわせ図像の検討が行われている。先の十一面観音とする寺伝などから天神像の初期の作例とする説があるほか、平安時代初期の奈良県室生寺金堂後壁「伝帝釈天曼荼羅図」や平安時代後期の兵庫県転宝輪寺「木造天部形立像」、清水寺「木造伝大黒天坐像」などの比較から、本像を帝釈天とする説がある。いずれにせよ、同時代における図像を検討する上で学術的に注目される。

以上のように、本像は南山城に伝来する稀少な古神像であるとともに像容についての学術的価値も高く、同時代の神像の中でも特筆すべき作例である。

（中野 慎之）

【主要参考文献】

- ・ 杉崎貴英 『立山神像』をとらえなおすために
— 国指定重要文化財『銅造男神立像』への視点 —
- ・ 『立山と帝釈天—女性を救うほとけ』富山県立山博物館、平成二十五年
- ・ 奥建夫「滋賀・天満神社天王像について—鉦形成立論との関連で—」
『仏教芸術』三三九、平成二十七年

※調査の作成にあたっては、奈良国立博物館の岩田茂樹氏に多大なるご助力を頂きました。深くお礼を申し上げます。

津母八坂神社棟札類

十一枚

与謝郡伊根町字津母小字小川六四

宗教法人 八坂神社

(丹後郷土資料館寄託)

(明細別表)

時代 室町時代〜江戸時代

説明

伊根町津母地区は、伊根浦と宇良神社のある本庄浜の中間にあつて、東は若狭湾に面し、明治二十二年(一八八九)に朝妻村の大字となるまで津母村と言ひ、近世は宮津藩領及び幕府領として推移した。小字小川の社叢に津母地区の鎮守社である八坂神社が鎮座し、室町時代の天文二十四年(一五五五)を最古として、江戸時代の棟札七枚、祈禱札三枚が残されている。

天文二十四年の年紀を記す津母宮修造棟札(別表①)は、厚さ二〇センチメートルの板目のマツ材を、総高一〇二・六センチメートル、幅は上部一一・六センチメートル、左隅朽損の下端一〇・三(その上部一〇・八)センチメートルとやや下にすばまる形で切り出し、ゆるやかな尖頭型に作つて槍鉋で仕上げている。釘穴はない。

銘文は表裏にある。表面は、中央冒頭に「御社修造徒移」と大書し、その右左に「天文四年乙卯／潤拾月廿式日」の年紀を記し、本棟札が天文二十四年閏十月二十二日に修造が成つて仮宮から遷宮した折に作られたことを明らかにする。続けて中央に「領主二階堂殿御代官三富修理亮」「国代官太田新左衛門尉時直(花押)」「と大きめに書き、下端に年紀を再び記す。右左二段目に「土御門殿吉日勘文在之」「奉加并諸下行次第在之」、三段目に「大工野村小三郎」「小工今井孫次郎」、四段目に「祢宜権守紀為久(花押)」「刀祢権守高橋為守(花押)」と記す。国代官太田時直、祢宜権守紀為久、刀祢権守高橋為守の花押は、彼らの遷宮の儀式への直接の参与を示すも

のとして注目される。なお、太田時直の花押は、天文二十三年(一五五四)の筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記(菅野・上山神社、府指定)に据えられたものと同形である。本棟札の銘文は表裏とも一筆で書かれ、同じく表裏一筆で書かれた菅野村の造営之記とも筆跡が一致することから、両者に花押を据えた時直の筆跡である可能性が高い。「刀祢」は中世の漁村指導者層に多い呼称とされ、当地域では文明十四年(一四八二)七所社修造棟札(泊・七神社、府指定)、天文二十三年筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記にも登場する。「権守」も宮座組織等による「村の官途成」に際して村落有力者に与えられることが多い称号である。また、当社修造にあたって陰陽道・天文道を家職とする土御門家から吉日勘文を得ていたことも注目される。「奉加并諸下行次第」は、本棟札裏面の記載と関連すると思われる。

裏面は、上部中央に「津母御宮造立給用途事」と大書し、その右左に「入目之事」と題して、布・餅小餅・杓形・瓶子酒・半魚・牛の順で供物等を列挙する。続いて、右左二段目に「庄地頭殿」「領家殿」、一段下げて中央に「公文殿」がそれぞれ老貫文を出銭した旨を記す。「加め一」の記載は、中世の出土銭の多くが甕に入れた状態で発見されることとの関連において注目される。さらに、右左に小字で「次他付出錢加め之事」として、近隣の泊村・新井村・峠村・釜入持・伊振村・殿村から「加め」での出銭があつたことを記す。右左三段目に「并大工兵衛河来美」「同小工左衛門今井」、四段目に「山男長延」「鍛冶衛門玉岡」と記す。河来美・長延とも伊根町北部山間部の地名である。右五段目には「又宗置銭已上老貫文」とあり、中央三段目には年紀を三度繰り返し記している。

中世の当地域は筒川庄ないし筒川保と呼ばれていたが、長禄三年(一四五九)頃の丹後の領有關係を記した『丹後国田数帳』に「筒川保 卅四町四段五十五歩 公方御料所」とあるように室町時代には公方御料所、すなわち將軍家領であつた。「御料所丹後国筒川庄領家職」は、文明十四年八月四日付け室町幕府奉行人奉書をもつて由緒に就いて二階堂政行に預け置かれていた(古文書第三集／『大日本史料』八

―(一四)。將軍に直属する室町幕府奉公衆であつた二階堂氏に將軍家領である筒川莊領家職が預け置かれていたのである。当時の筒川莊の支配關係の詳細は、当地域に残された諸社棟札類の銘文から推移がうかがえる。嘉吉二年(一四四二)浦嶋社悉皆造宮棟札(宇良神社)に「二階堂中務少入道殿行充」が「地頭殿領家公文一円地頭殿」、文明十四年(一四八二)七所社修造棟札に「領主二階堂山城大夫判官殿地頭領家公文一円御知行」と記され、二階堂氏が筒川莊の地頭・領家・公文の諸職を一円知行していたことがわかる。ところが、永正三年(一五〇六)浦嶋社悉皆造宮棟札では「地頭殿二階堂判官政行」「領家公文進士美作守国為」と區別して記されていることから、地頭と領家公文とが分離され、二階堂政行と進士国為がそれぞれ知行していたことが知られる。次いで、天文二十三年筒河庄菅野村荒神社上葺造宮之記では、願主太田新左衛門尉時直が花押を据え、「領主」が二貫文を「公文」が一貫文を奉加したと記す。同じく時直が「国代官」として花押を据える翌年の本棟札では、裏面に「庄地頭殿」一貫文、「領家殿」一貫文、あわせて二貫文分の奉加を記載するが、表面には「領主二階堂殿」とのみ記し、この時期に二階堂氏が再び地頭職と領家職を兼帯した可能性を示唆する。裏面その下段に記される「公文殿」は、表面の「領主二階堂殿御代官三富修理亮」の記載、また菅野の造宮之記で奉加者が「領主」「公文」「時直」の順で記されることなどから、ここでは二階堂氏の代官として嘉吉二年の浦嶋社棟札から名前が見える三富氏を指すと推察される。三富氏は『胤卿記』永正十四年九月六日条の記述から京都と現地とを行き来していたことが確認でき、在京領主二階堂氏と筒川莊現地とを結び、そのもとで太田氏が国代官として現地支配を管掌する体制にあつたと考えられる。

近世の棟札・祈禱札は十枚残されている。材質はヒノキが七枚と多いが、サワラが一枚(別表②)、スギが二枚(④⑥)あり、形状も尖頭型の他、ゆるやかな円頭型(⑧⑨)、平頭型(⑩)に作るものもある。木取りは、②④⑪が桁目、③⑤⑥⑦⑧⑨⑩が板目で、いずれも台鉋仕上げである。また、③⑥⑧などには、押界様の、ないしは

文字の高さや中心線を揃えるための罫書が確認される。

当社造宮に関わる棟札は、元禄九年(一六九六)の牛頭天王社上屋并御供所建立棟札(③)、寛政十一年(一七九九)の祇園牛頭天王遷宮棟札(⑤)、文化三年(一八〇六)の祇園牛頭天王宮建立棟札(⑥)・同遷宮棟札(⑦)、天保十四年(一八四三)の祇園牛頭天王宮奉造棟札(⑧)・同奉納棟札(⑨)の六枚が残され、江戸時代の当社が「祇園牛頭天王宮」などと呼ばれていたことがわかる。同じ年紀で二枚あるものについては、文化三年七月五日付け⑥が「当村氏子中」を施主とする通常の棟札、同日付け⑦が遷宮に際して「村内氏子孫々繁栄如意満足安穩快樂」等を祈る祈禱札、天保十四年八月四日付け⑧が棟梁大工・小工と棟梁木挽・小工の連名を主とする謂わば「大工棟札」、同日付け⑨が鍵取を筆頭に庄屋・組頭・百姓代をはじめとする村内氏子衆三十一人の連名を記す謂わば「氏子棟札」の組み合わせである。なお、現在残る一間社流造の当社本殿は、棟札⑧⑨の天保十四年に建立されたものと判断される。

表裏に銘文のある元禄九年の③は、表面上部に当社上屋及び御供所建立に至る経緯を長文で記す点で特徴的な棟札であるが、表裏にわたって「祇宜高橋(本願)長右衛門」を筆頭とする庄屋ら「右三十一人」の連名を記す。これらは経緯書にある「善男子等従古来伝来之実名」に該当し、天保十四年の⑨とも氏子衆の人数が一致する。文化三年の⑥は、当村や本庄浜村・宮津の住人による銀の奉加の他、美作国津山の廻国者一行による玄米八俵余の奉加の記事があり注目される。大工等に関する記載は、③⑥⑧の三枚に見られる。元禄九年の③裏面には「大工宮津葛屋町／富田伝兵衛」とあり、江戸時代を通じて丹後一円で活躍したこと有名な宮津葛屋町を拠点とした富田大工の名前が記されている。文化三年の⑥には棟梁大工として高橋姓の二名、姓を冠しない小工五名、木挽二名を記す。天保十四年の⑧は、「棟梁大工六万郡邑上山氏儀兵衛」を中心に小工六名、「棟梁木挽井室邑梓田氏新吉」を中心に小工八名を全員村名氏名を冠して記す。大工・木挽等に冠した村名は六万部・大原・津母・菅野・井室など全て近隣の村々である。なお、元禄の③と文化の⑦に「筒川庄津母村」

の表記があり、近世も「筒川庄」の遺称があったことも注目される。

また、寛政十一年の⑤に施主として「海見住僧龍山」及び筆者として「振宗現住恵戒」、文化三年の⑥に鍵取として「海見看司慧戒（花押）」及び筆者として「振宗二十二代当寺隠居慧戒」、同年の⑦に筆者として「振宗二十二代当寺隠居慧戒」が記されるが、これは当社境内東北に近接する現在の津母集会所敷地にあった海見寺と、その本寺にあたる曹洞宗中本山であった井室の振宗寺を指している。恵戒の墓は、現在も当社と旧海見寺境内の間に現存し、棟札の記載とともにかつて海見寺と当社との間に神仏習合的な強い結びつきがあったことをうかがわせる。

この他、天和三年（一六八三）の③は「奉再造若宮社」と主文に記し若宮社の造営に関する棟札だが、裏面に「当村海見春藤作之」とあり、若宮社が津母村にあり、当社同様に海見寺と密接な関係にあったことがわかる。

祈禱札は三枚あり、一枚は享保十四年（一七二九）の年紀があり②、二枚は年未詳（⑩⑪）だが明治元年（一八六八）の神仏分離令以前に用いられた「牛頭天王」の神号が記載されているため、これらも近世のものともみなされる。②の奉願祥白樂天王祈禱札（享保十四年）と⑩の広嶺社牛頭天王奉幣祈禱札（年未詳）は当社との関係は不明であるが、②に「願心当村諒右衛門」、⑩に「村内安全五穀成熟」とあって津母村住民の願意ないし村内の安全や五穀豊穰などを祈るものである。「村中」を願主とし養蚕に関する史料として注目される年未詳の奉修祇園牛頭天王守蚕息災祈禱札（⑪）とともに、近世の津母村における生業と結びついた信仰のあり方を知る史料として貴重である。また、寛政十一年の⑤、文化三年の⑦は内容から棟札に分類されるが、ともに恵戒の筆になり、⑤と⑦の表面はほぼ同文で祈禱札としての形式・内容を備えていることから、棟札と祈禱札の関係性を考える上でも好材料を提供している。

以上のように、当社にまとも残された棟札類は、室町時代から江戸時代にかけておよそ四〇〇年に及ぶ当社の造営や信仰のあり方を詳細に伝える史料である。

とくに天文の棟札は、平成二十五年度に指定した宇良神社・七神社・上山神社の棟札類とともに、中世の文献史料が少ない地域にあって、室町幕府奉公衆二階堂氏による筒川庄の現地支配や在地の実態を知る上での基本史料として重要である。近世の棟札・祈禱札も、大工組織や寺院との関係を含む村内組織のあり方、生業と結びついた信仰の様相などについて豊富な情報を伝えている。中世から近世に至る史料性の高い棟札類として一括して保存を行う。

【主要参考文献】

- ・日本歴史地名体系第二六巻『京都府の地名』（平凡社 一九八一年）
- ・『伊根町誌』上巻・下巻（伊根町 一九八四・一九八五年）
- ・特別陳列図録『造営にこめる願い』棟札にみる大工の世界』（京都府立丹後郷土資料館 一九九八年）



津母宮修造棟札（天文2年）表面部分

下部（写真左側）に太田時直等の花押がある

(別表) 津母八坂神社棟札類 一覧

番号	資料名	年月日	筆者・本願・花押のある者	材質	形状	員数	法量(センチメートル)			裏面 記載	裏面 切欠き	木取り	仕上げ	釘穴		
							総高	肩高	上幅						下幅	厚さ
①	津母宮修造棟札	天文念四年(一五五五) 潤拾月念二日(徙移)	領主二階堂殿御代官三富修理亮(花押) / 国代官太田新左衛門尉時直(花押) / 大工野村小三郎 / 小工今井孫次郎(花押) / 権守紀為久(花押) / 刀祢権守高橋為守(花押)	マツ	尖頭型	一枚	102.6	右 102.1 左 101.7	11.6	10.3 (10.8)	2.0	あり	なし	板目	槍鉋	なし
②	若宮再造棟札	天和三(一六八三)癸亥稔 □月吉祥日	《表面》信心施主当村派助兵衛 《裏面》当村海見現住春藤作之	サワラ	尖頭型	一枚	40.0	右 38.4 左 37.7	10.2	10.3	0.7	あり	なし	板目	台鉋	一箇所
③	牛頭天王社上屋并御供所建立棟札	元禄第九丙子未(二六九〇)二月吉祥日	《裏面》本願高橋宗記長右衛門・浜三郎兵衛 大工宮津葛屋町 / 富田伝兵衛	ヒノキ	尖頭型	一枚	77.4	右 75.1 左 75.3	19.0	19.5	1.4	あり	なし	板目	台鉋	五箇所
④	奉願祥白樂天王新禱札	享保十四年(一七二九) 酉二月吉日	願心当村詠右衛門	スギ	尖頭型	一枚	28.6	28.0	8.5	7.6	1.1	あり	なし	板目	台鉋	なし
⑤	祇園牛頭天王遷宮棟札(カリ宮札)	寶政十一己未年(二七九〇)孟秋二十三日	施主海見住僧龍山并氏子中 / 振宗現住惠戒九持誌	ヒノキ	尖頭型	一枚	60.5	右 58.9 左 59.2	14.5	14.5	1.2	あり	なし	板目	台鉋	なし
⑥	祇園牛頭天王宮建立棟札	文化三丙寅年(一八〇六) 七月初五日	庄屋忠左衛門・年寄治左衛門・惣代助九良 / 鍵取海見看司慧戒(花押) / 棟梁大工・小工・木挽・祢宜(氏名略) 《裏面》施主当村氏子中 / 振宗二十二代当寺隠居慧戒和南謹誌	スギ	尖頭型	一枚	127.1	右 125.5 左 125.6	19.7	18.0	0.6	あり	不明 朽損し	板目	台鉋	なし
⑦	祇園牛頭天王遷宮棟札	文化三丙寅年(一八〇六) 七月初五日	《裏面》振宗二十二代当寺隠居慧戒和南謹誌	ヒノキ	尖頭型	一枚	77.8	右 76.6 左 76.2	18.6	18.6	0.7	あり	なし	板目	台鉋	なし
⑧	祇園牛頭天王宮奉造棟札	天保十四卯年(一八四三) 八月四日	棟梁大工六郎部邑上山氏儀兵衛・小工(六名、氏名略) / 棟梁木挽并室邑樺田氏新吉・小工(八名、氏名略)	ヒノキ	尖頭型	一枚	91.4	90.2	15.1	15.3	1.7	なし	なし	板目	台鉋	なし
⑨	祇園牛頭天王宮奉納棟札	天保十四癸卯(一八四三) 八月四日	鍵取高橋与左衛門(他、庄屋・組頭・百姓代を含む)二名、氏名略	ヒノキ	尖頭型	一枚	91.5	右 91.0 左 90.8	14.8	14.8	1.2	あり	なし	板目	台鉋	なし
⑩	額社牛頭天王奉幣祈禱札	(未詳)	《願意》邑内安全五穀成就	ヒノキ	平頭型	一枚	58.5	—	12.5	12.5	0.9	なし	四隅	板目	台鉋	なし
⑪	奉修祇園牛頭天王室息災祈禱札	(未詳)	村中願主	ヒノキ	尖頭型	一枚	37.5	右 36.5 左 36.4	9.0	9.1	0.9	あり	なし	板目	台鉋	なし

釈文及び写真

① 津母宮修造棟札(天文二十四年)

(表面)

天文念四年乙卯

土御門殿吉日勘文在之 大工野村小三郎

祢宜権守紀為久(花押)

御社修造徒移

領主二階堂殿御代官三富修理亮

国代官太田新左衛門尉時直(花押)

天文念四年乙卯

潤拾月廿二日

奉加并諸下行次第在之 小工今井孫次郎

刀祢権守高橋為守(花押)



(裏面)

入目之事 布已上四段餅小餅數百

同沓形九枚

庄地頭殿自加一料足老貫文

并大工兵衛河来美 山男長延 又宗置錢已上老貫文

次他付出錢加め之事 自泊村五百文此外御器錢百文 新井村五百文加一 峠村五百文加一

津母御宮造立給用途事

公文殿自加一老貫文

于時天文念四年潤拾月念三日

但騎手ハ脇四郎大夫伝
瓶子酒巻具半魚三懸牛一疋是ハ峠谷より出

領家殿自加一料足老貫文

釜入持五百文加一 伊振村五百文加一 殿村五百文加一

同小工左衛門今井 鍛冶衛門玉岡

②若宮社再造棟札(天和四年)

(表面)

天和三 癸亥稔

子孫繁栄

奉再造若宮社信心施主当村浜助兵衛

□月吉祥日

所願成就所

(裏面)

当村海見現住春藤作之

③牛頭天王社上屋并御供所建立棟札(元禄九年)

(表面)

大日本丹州与佐郡筒川庄津母村
守護神牛頭天王之御社從古來雖奉修
覆年代衰敗而難暴風雨雪霜于茲当郷之
善男子等起信心奉建立 御上屋并御供所
伏冀 天長地久万民快樂五穀成就天下太
平 專願当郷之善男子善女人等身宮安泰
災難不侵 依是善男子等從古來伝来之
実名今記焉者也 茲時元禄第九丙子天
二月 吉祥日

(裏筆)
本願「高橋」長右衛門
庄屋 紀与左衛門
井上 彦兵衛
前 六右衛門
前 六右衛門
東 孫兵衛
前 一郎左衛門

上岡次郎兵衛
端 仁左衛門
上岡一郎右衛門
浜 六兵衛
桶屋喜兵衛
桶屋文兵衛
前 小左衛門
前 太左衛門

(裏面)

浜次郎右衛門
浜 庄次郎
新屋五郎左衛門
桶屋又兵衛
豆腐屋次右衛門
前 庄右衛門
前 九郎兵衛
上岡次左衛門

本願「高橋」長右衛門
庄屋 紀与左衛門
井上 彦兵衛
前 六右衛門
前 六右衛門
東 孫兵衛
前 一郎左衛門
右三十一人
大工宮津葛屋町
富田伝兵衛

奉納



④奉願祥白樂天王祈禱札（享保十四年）

（表面）

享保十四年 願心当村諒右衛門

奉願祥白樂天王守護所

酉二月吉日 願成就処

（裏面）

大神力賀護所



⑤祇園牛頭天王遷宮棟札（寛政十一年）

（表面）

天下泰平

衆病悉除

善星皆来

五穀成就

奉請祇園牛頭天王遷宮專禱村内氏子孫々繁栄如意満足安穩快樂守護攸

国土安全

火盜潜消

惡星退散

一円豊福

（裏面）

カリ宮札

津母村鎮守 寛政十一年未年孟秋二十三日 謹建立

施主海見住僧龍山并氏子中 振宗現住惠戒九拜誌

⑥祇園牛頭天王宮建立棟札（文化三年）

（表面）

銀十五匁海見隱居惠戒

銀八匁治左衛門

銀八匁善七

銀十五匁庄屋忠左衛門

同匁六右衛門

六匁浅七

当村

銀二十匁久太七

六匁儀平

六匁久右衛門

五匁弥平治

丹後国与謝郡津母邑祇園牛頭天王宮

玄米八俵九升八合

藤助 おたよ おもよ

宮津

同国同行 秀山 同三匁清八内

（裏面）

作州之住人津山廻国

銀拾匁小平母

本庄浜村

大梵天王

庄屋忠左衛門

惣代助九良

小工 弥四良

木挽 吉治良

維時文化三丙寅年七月初五日

棟梁大工 高橋嘉四郎

心中所願 同氏利七 如意満足

帝釈天王

鍵取海見看司慧戒(花押)

小工 七五郎

木挽 幸七

祢宜当村弥助

施主当村氏子中 謹建立

振宗二十二代当寺隱居慧戒和南謹誌



⑦ 祇園牛頭天王遷宮棟札 (文化三年)

(表面)

天下泰平 衆病悉除 善星皆来 五穀成就
 奉請祇園牛頭天王遷宮專祈村内氏子孫々繁榮如意満足安穩快樂守護処
 国土安全 火盜潜消 惡星退散 一円豊福

(裏面)

文化三丙寅歲七月初五日

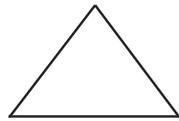
丹后州与佐郡筒川庄津母村鎮守

振宗二十二代当寺隱居慧戒和南謹誌



⑧ 祇園牛頭天王宮奉造棟札 (天保十四年)

(表面) ※裏面銘文なし



奉造祇園牛頭天王宮

天保十四卯年八月四日

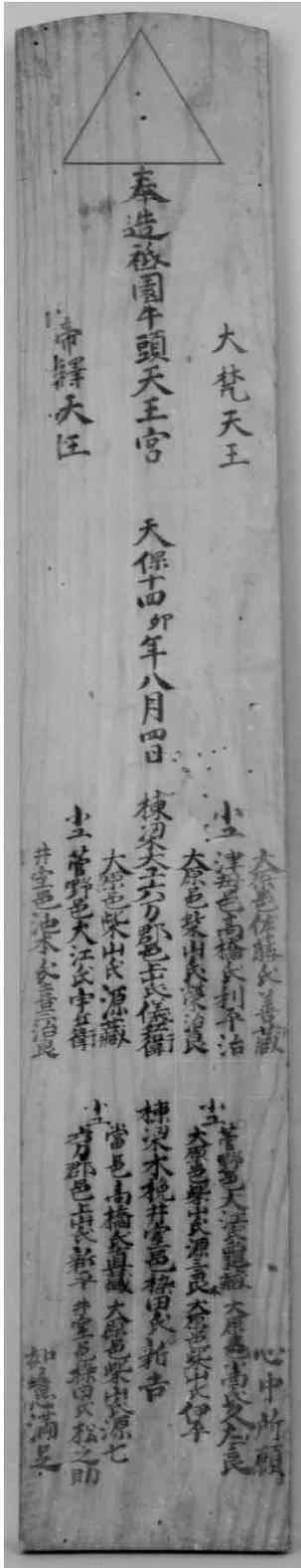
棟梁大工六万郡邑上山氏儀兵衛

帝釈天王

大梵天王

大原邑 佐藤氏善藏
 小工津母邑 高橋氏利平治
 大原邑 柴山氏栄治良
 大原邑 柴山氏儀兵衛
 小工菅野邑 大江氏宇兵衛
 井室邑 池本氏喜三治良

心中所願
 菅野邑 大江氏龜藏
 大原邑 小西氏久太良
 大原邑 柴山氏伊平
 棟梁 木挽 井室邑 梓田氏新吉
 小工 当邑 高橋氏直藏
 大原邑 柴山氏源七
 六万郡邑 上山氏新平
 井室邑 梓田氏松之助
 如意満足



⑨ 祇園牛頭天王宮奉納棟札 (天保十四年)

(表面)

大梵天王

奉納祇園牛頭天王宮

癸

維時天保十四

卯八月四日

帝釈天王

百姓代 同 勘 七

(裏面)

丹後与謝郡津母邑

鍵取 高橋与左衛門
 永浜六右衛門
 庄屋 浜ノ文右衛門

組頭 弥平治

喜左衛門

儀平

太右衛門

源助

吉太良

久兵衛

治兵衛

孫兵衛

吉兵衛

佐四良

和助

長四良

長五良

庄二良

六良兵衛

彦兵衛

久左衛門

治良兵衛

新兵衛

友四良

三良兵衛

志八

孫右衛門

心中所願如意満足



⑩ 広嶺社牛頭天王奉幣祈禱札 (年未詳)

(表面) ※裏面銘文なし

三太神

広嶺社 牛頭天王奉幣御被邑内安全五穀成熟祈攸

八王子



⑪ 奉修祇園牛頭天王蚕息災祈禱札 (年未詳)

(表面)

(梵字ヘイ)

奉修祇園牛頭天王守蚕息災祈攸

八将神守村中 頗梨賽女守願主

(裏面) (梵字ボローン)

永



多保市の笹ばやしとのおのいち ささばやし

福知山市

保護団体 多保市自治会、長田北自治会、長田南自治会、

長田段自治会、上松自治会、駒場新町自治会

説明

多保市の笹ばやしは、毎年八月十六日に福知山市多保市に鎮座する天神社の夏祭りとして行われる民俗行事である。

この民俗行事が行われる福知山市多保市は、市の中央に位置する市街地から五キロメートルほど東南にあり、由良川の支流土師川はしがわの右岸に広がる集落である。集落の東北部には高さ約四一六メートルの高岳たかたけがそびえ、その山麓には長さ約三〇〇メートル、幅約一〇〇メートルの大池があり、山側の水田を潤す灌漑用水として現在も活用している。集落の南西部には兵庫県丹波市を源流とする竹田川と土師川の合流地点よりやや上流に井堰があり、土師川流域の周辺に広がる多保市や長田、岩間などの水田用水を取水している。また、福知山城下から京都へ向かう京街道の街道筋に位置し、かつては街道沿いに町場を形成するなど都市的な要素も併せ持つ集落であった。現在も京都と但馬鳥取方面を結ぶ国道9号線や大阪と舞鶴小浜方面を結ぶ舞鶴・若狭自動車道が集落内を通るなど、江戸時代以来の交通の要衝地であり続けている。

現在、笹ばやしは天神社の宮本となる多保市、長田北、長田南、長田段、上松、そして長田野団地の造成とともに近年整備された新興住宅地である駒場新町を合わせた六自治会によって行われる。なお、江戸時代には北、南、段、上松の四集落は旧長田村であり、もともとは多保市村との二カ村による民俗行事であった。

行事は、午後七時に多保市の集落南にある「立石」と呼ばれる二つの大きい石が祀られている場所の裏の広場で行われる神事から始まる。神事は、仮設テントに紅

白の幕で覆った場所に宮司、各自治会長、宮総代、関係者らが集まって執り行われる。終了後、祭壇から高張提灯と十二纏じふにまとに吊す十二個の提灯に火をもらい受ける。一方、笹持ちは持参した笹に御幣を付けてもらうなど準備を行う。各自準備が整うと、立石の前に移動して高張提灯や十二纏を先頭に列を組んだ一行は、決められたコースを神社まで巡行する。なお、神事は二十年ほど前まで立石の北に立地する個人宅の中で行われていたという。

巡行列は、先頭から警固（前）、高張、警固（後）、十二纏、宮司、宮総代表、行事支配（高張）、宮総代、行事支配（高張）、自治会長、屋台総指揮者、屋台曳き方、屋台方、屋台曳き方、屋台警固、囃子、堰指導者、堰方、堰付高張、笹指導者、笹の順で、途中決められた五カ所で屋台を伊勢音頭で囃すとともに、笹を持った子ども達が堰方による井堰を打ち破る所作を行う。

堰方は、各地区の大人が一人十人ほどで受け持ち、より棒を組み合わせて井堰を作る。笹は笹持ちともいい、小学校四年生以上の高学年が担当する。かつては男子のみであったが、近年は女子も参加するようになった。井堰は、長さ一・八メートルほどのより棒（六尺棒）と呼ぶ木製の棒を井桁状に組む。組み終わると、笹指導者の合図で堰の十メートルほど手前から水を付けた笹を持った子どもたちが「やあー」という掛け声で、太鼓、鉦、笛が囃子とともに勢いよく走ってやってきて、笹で井堰を叩き打ち破る所作をする。一回目は打ち破ることができず、二回目と同じ所作をして、やがて堰が開かれると笹を持った子ども達は通過していく。このような所作を五カ所で行って神社に到着すると、子ども達は神社へ参拝して笹を奉納する。なお、竹を立てて注連縄を張った手相場てあいはと称するところでは、かつて子ども達による奉納相撲が行われていたという。

さて、この行事は大人が立石から神社まで五カ所より棒を矢来状に組み、笹を持った子ども達が打ち破る所作に特徴がある。これはより棒による棒を井堰とする、笹は水を表しており、まさに堰を破ることによって豊かな用水を水田に引き入

れる様子を象徴する所作であるといえる。また、長田四地区と多保市区の水田は、山田についてはため池、土師川付近については多保市の南に位置する井堰からほとんどの水田を潤すことから、水利と密接に関係する行事ということがいえる。豊作を願う人びとの思いが込められた性格を持つ民俗行事である。なお、この行事は『丹波志』（寛政六年）にもみえており、立石と呼ばれる場所から神社まで笹を持って神社まで囃しながら向かったことがわかる。同書に書き留められた囃子歌から、この行事が中世まで遡る可能性を思わせる。

また、巡行は十二個の提灯を三段に吊した十二纏と称する十二灯や、毎年趣向を凝らした造り人形を載せた屋台も伊勢音頭で囃しながら曳き出され、賑やかに巡行する。巡行コースは京都北都信用金庫六人部支店前の広場まで行くと、その後は神社まで最短コースで行き、鳥居前で三回大きく揺する。その後、屋根に付けていた「ハナ（花）」と呼ばれる竹竿に紙で作った桜の花びらを付けたものを参加者がもらい受け、持ち帰って自宅の床の間に飾るなどする。屋台は、行事終了後その日うちに神社境内にある倉庫に片付けられるが、かつては広場まで再度曳き出して屋台を中心に福知山音頭を踊ったという。

現在多保市区では、粘土や竹、紙類を駆使して毎年造り物の人形を製作しており、当地の英雄や時代を反映したキャラクターを毎年造形する。なお、巡行後は破却して翌年新たに製作する。このように、曳山の上に一回性の人形の造り物を載せて曳く事例は丹波地域に複数見られ、例えば福知山市夜久野町額田の一宮神社で行われるダシ行事がある。当行事に見られる曳山や提灯などは、京街道に位置する集落であるがゆえに受容した都市的な要素であると考えられ、趣向を凝らした風流の有様を現代に伝承する事例としても貴重である。

【参考文献】

- ・丹波志／永戸貞著 古川茂正編／寛政六年（一七九四）
- ・京都の民俗芸能／京都府教育委員会編／昭和五十年（一九七五）

（向田 明弘）



12個の提灯を三段に吊した十二纏



笹を持参した子ども達が、大人達が棒でつくる堰を勇ましく打ち破る



造り物を載せた屋台

記念物（名勝）

かんばやししゅんしょうけいていえん
上林春松家庭園

宇治市宇治妙楽三八―一・二一

個人

面積 一七四・八平方メートル

説明

高級茶の代名詞として知られる宇治茶は、中世末期から近世中頃には、茶道の礼法に従って飲用する碾茶を指した。この頃、碾茶を将軍家や諸国大名へ独占的に納めた茶商は、多くが宇治橋通りを中心とする中宇治（現宇治市街地）一帯に邸宅を構え、自らを御茶師と称した。そのため、宇治橋通り沿いを中心とした中宇治周辺では、宇治茶師や関連商工業者の商家が集積する町家景観が形成された。

上林春松家は、宇治橋西詰に近い、宇治市宇治妙楽に敷地をもつ茶商で、織豊期以来、宇治茶師の筆頭的地位にあった上林家の一族である。中宇治の御茶師では、ほぼ唯一、現在まで創業の地で茶業経営を継続している。江戸幕府の御用を勤めたほか、尾張徳川家・阿波蜂須賀家などの大名と取引があった。特に蜂須賀家は上得意で、十二代藩主斉昌が文化十二年（一八一五）三月の参勤交代の折に当家を訪問した際には、好みの食事を取り揃えるなど、同家でもてなしている（*注）。

現在、敷地には、宇治橋通りに面して建つ長屋門（桁行十間、梁行三間、二階建一部一階建、切妻造、平入、本瓦葺）、当主一家の居宅である主屋（桁行七間、梁行四間、二階建一部一階建、切妻造、平入、棧瓦葺）、茶室のほか、大正く昭和前期頃建立の旧焙炉場・旧製茶工場・冷蔵倉庫などの茶製造関連施設が建つ。

敷地中央の主屋は、現当主十四代春松氏によれば、大正期に宇治発電所の電力需要によって宇治レヨン工場（現ユニチカ宇治工場）を宇治に誘致した際に、

所有していた茶畑を工場用地として売却し、その収益で建て替えた大正十五年（一九二六）建立の建造物である。ただし、同家に残る江戸後期頃（年記無）の屋敷図と比較すると、主屋は、図と類似する平面形式で、ほぼ同じ位置に再建されていることがわかる。

敷地内には、主屋の三方に庭がある。南側の前庭（前庭）と露地（露地）、北側の座敷に面する奥庭（座敷庭）、東側の東庭（東庭）の四箇所である。各庭は飛石・敷石などで結ばれ、要所には枝折戸が置かれて連続している。

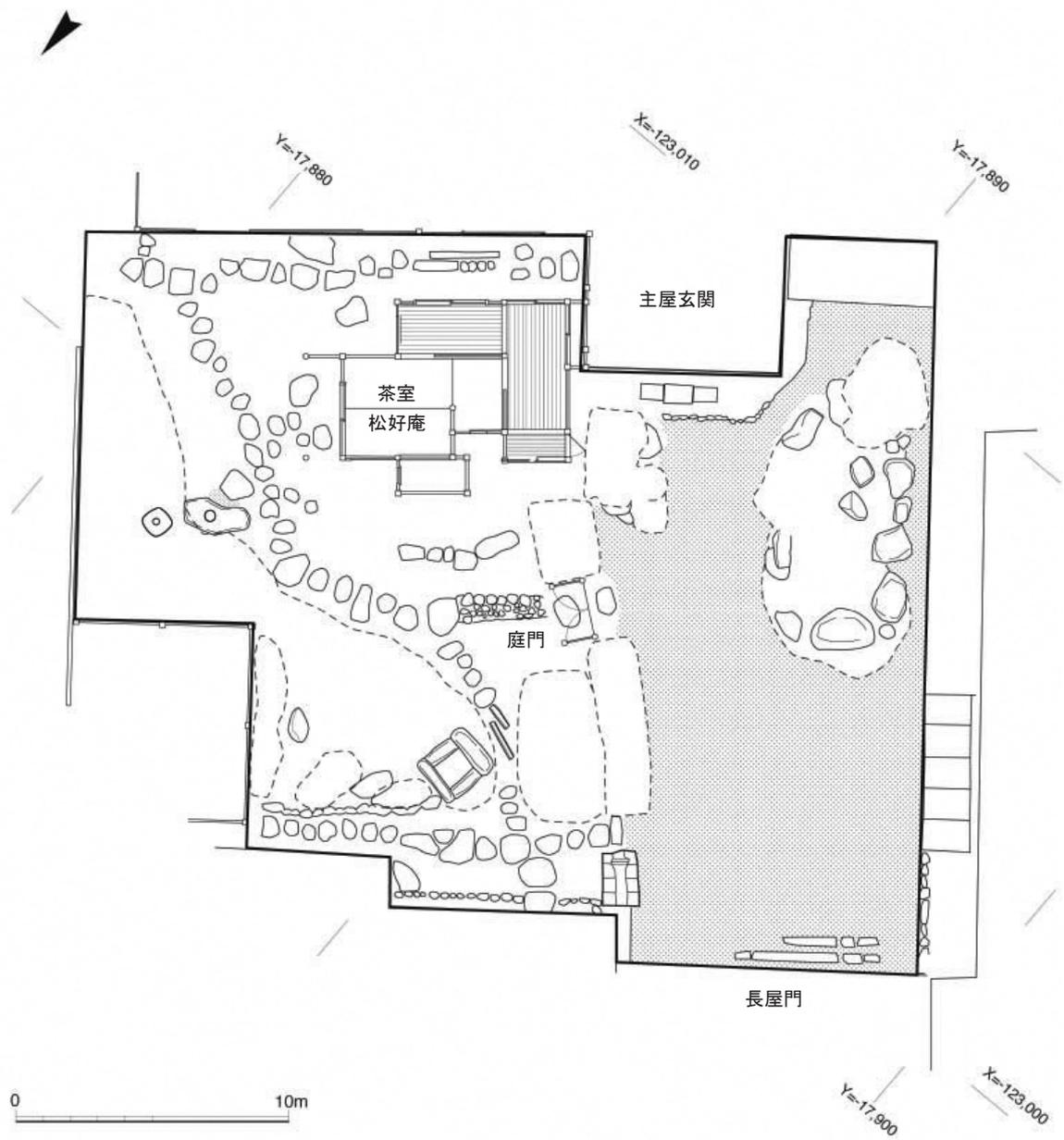
前庭は、大振りのモッコクとクロマツを植えて前栽としており、玄關横には帆船形に整枝したクロマツを植えている。前庭と露地の間は、庭門と生垣が隔てている。

庭門を潜ると、右手に茶室松好庵が建つ。この茶室は蜂須賀家拝領と伝わる建物で、切妻造、柿葺である。内部は二畳台目、本勝手台目切で、床を袋床として、西側の柱に袖壁を設ける。床の幅を間口より八寸奥へ長くして、茶室内を広く見せている。床柱と袖壁の中柱にはアカマツを用い、他にもスギ磨き丸太を用いている。

天井は、客座を平天井と掛込天井、手前座を落天井としている。平天井にはスギの粉板を用い、竿縁には丸竹を用いる。掛込天井にはスギ板を、垂木は小丸太と丸竹を交互にし、間垂木には矢竹を用いる。落天井にはハギを並べ、竿縁に矢竹を用いる。茶道口の外には水屋、給仕口の外には廊下を設けている。

茶室屋根裏からは、昭和六十二年の解体修理時に、「寛政十一年末／彼方町／八郎兵衛光明」と墨書された、天井下地材が発見されている。「彼方町」は、現宇治乙方である。また、平成二十四年の屋根替工事の際には、「于時文政九年丙戌年十一月／十代秀元造之／当住工仁左衛門」の墨書がある銘板が発見されている。秀元は第十代春松（文政七年・一八二四に家督相続）である。先述の屋敷図では茶室周辺は空白であるものの、松好庵の造立は寛政十一年（一七九九）以前であり、文政九年（一八一六）には同地点に落成したと考えられる。

露地は、生活空間や商業空間と近接しながらも、周囲から、生垣や杉皮堀、植栽



上林春松家庭園指定範囲図



茶室松好庵内部



主屋前庭

によって隔てられ、幽寂な空間となっている。露地内には、アカマツ・クロガネモチの中高木のほか、クロマツ・モッコク・ニシキギ・椿・ヤツデなどの中低木が多数植栽されている。全面苔地で、緑に溢れた空間である。

庭門の亭主石からは、敷石と飛石が打たれ、茶室廻りの三和土、三番石、二番石、踏石と続き、躰口までの間を結んでいる。

露地北東角には蹲踞が設けられている。手水鉢の前面には前石が置かれており、向かって右側には花崗岩製の寄せ燈籠が置かれている。躰口の左横には刀掛があり、その足下には刀掛石が置かれ、塵穴が穿たれている。

飛石は、躰口前からさらに東庭方向へと続いている。飛石は、主屋の手前で直線的な配置となるが、大正十五年の主屋建て替え後に据えられたものである。なお、主屋と茶室とは接続しておらず、両建物間には延石が敷かれている。また、庭門からは、茶室とは別に、長屋門方面へ飛石が打たれ、長屋門背面の出入口扉との間を結んでいる。途中には花崗岩製の組井筒が置かれる。かつては北西へ約三メートル



露地



蹲踞

の地点に存在していたが、近年井戸穴を埋め、井筒のみを現在地へ移したものである。露地は、江戸後期から大正期には現在の構成となり、周辺の一部には改変が加えられながらも、現在に引き継がれてきたと考えることができる。

なお、座敷庭は、石燈籠と蹲踞、クロマツ・モミジ・椿・クチナシなどの植込、景石、飛石などからなる平庭で、主屋の奥座敷二間に面し、石燈籠と伽藍石を中央に配している。大正十五年の主屋建て替え時の作庭である。東庭は、花壇状の石囲いと椿などの植栽、稲荷社からなり、過去の利用状況は明らかでない。

以上、今回の指定範囲は、露地及び前庭とすることとし、範囲外の東庭と座敷庭と主屋についても、国の重要な文化的景観の重要な構成要素となっているため、国・宇治市との十分な連携のなかで、今後も保全が図られる。

上林春松家庭園は、江戸時代以来の宇治茶業の繁盛と伝統、亭主のもてなしの精神を伝える商家の庭園として、唯一の事例であり、貴重な価値を有している。

(吹田 直子)

【参考文献】

・「宇治市文化財総合把握調査報告書」Ⅰ(宇治・白川地区)

(宇治市教育委員会 平成二十三年三月)

・「上林春松家文書・同二」『収蔵資料調査報告書六・九』

(宇治市歴史資料館 平成十六年・十九年三月)

・「宇治の茶間屋」『建築界』第十四卷第十号

(早瀬哲恒 昭和四十年九月)

*注…「文化十二乙亥三月吉日 阿州公様御入記録 上林秀政」

『上林春松家文書』〇九八

なかむらとうきちけいていえん
中村藤吉家庭園

宇治市宇治壱番十番地五

個人

面積 二二八・七〇平方メートル

説明

中村藤吉家は、宇治橋通りに面した宇治市宇治壱番（旧宇治橋通六番町）の現在地で、安政元年（一八五四）に初代が創業した茶商である。明治十三年（一八八〇）には同じ旧六番町の御茶師星野宗以の居所を買い取るなど、近代化の中で商勢を拡大し、現在も茶園の経営・茶葉の加工・碾茶煎茶の製造販売を総合的に手掛けるほか、喫茶業や茶菓販売業などが好評を得て、国内に広く販路を拡張している。

現在、同家の敷地は、宇治橋通り沿いの町家地割にあつて、間口・奥行ともに広い不整形の方形である。明治中期頃には、おおよそ現在の規模にまで周辺敷地を買い足し、集積したことが、『永代記』（同家蔵）の記載などから推測される。

宇治橋通りに面して、主屋（居宅）と表屋（旧焙炉場と帳場、現店舗）が並んで建っている。宇治橋通り最大の間口で、十八間に及ぶ。ほかに茶室二棟、土蔵、茶工場二棟（一棟は現在は喫茶室）、茶蔵が敷地奥に建つ。

当主一家の居宅であつた主屋は、明治中期に建て替えた二階建て部（桁行五間、梁行四間、切妻造、平入、棧瓦葺）、同時期に増築した角屋部（桁行七間、梁行四、六間、切妻造、妻入、棧瓦葺、大正三年（一九一四）棟札銘）に増築した一階建て部（桁行五間、梁行四間半、切妻造、平入、棧瓦葺）の三棟からなる。

二階建て部は、二列三室の六間取（現在は五間取）で、通り沿いの二間が玄関・次の間と呼ばれている。両室の襖を解放すれば、一階建て部と連続する空間となる。二階建て部から角屋部にかけては、鍵形に折れ曲がる土間を通し、台所・風呂・便所を設けている。

一階建て部は、田字形の四間取で、通りに面する北側二間は、台の間・仏間と呼ばれ、通り奥の南側二間は、一の座敷・二の座敷と呼ばれている。

台の間・仏間は、天井をスギの板目と正目材とするなど、各所に良材を用いている。それぞれの間には出格子を設けていて、通りの往来が格子越しに透けて見えている。仏間には仏壇が納められている。

通り奥側の一の座敷・二の座敷には、縁側が設けられている。今回指定する庭は、この二間に面する座敷庭である。庭は、角屋・茶室・竹垣・土蔵・四畳半茶室により、四方から画されている。座敷から見たとき、奥行きが深い空間となっている。

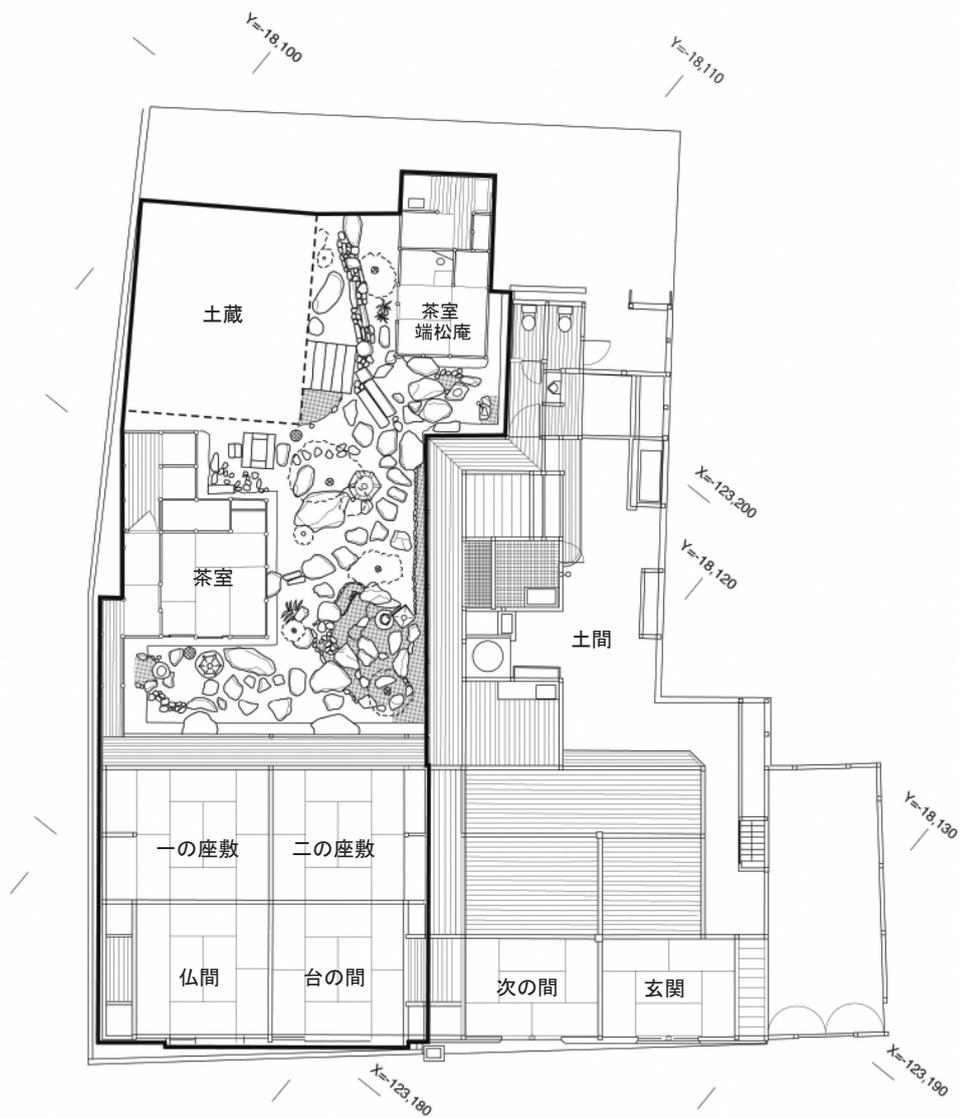
この庭の見どころは、一の座敷前の濡鷺燈籠、二の座敷前の織障躰、庭奥の石燈籠と景石、クロマツである。庭の中には高木が少ないため採光がよく、明るい。植栽は、サツキ・モミジ・柃などの中低木や、ササ・シダが中心で、主に景石近くに植えられている。ほぼ全面が苔地である。

一の座敷前には、濡鷺燈籠と自然石の舟形石が置かれる。燈籠の横には椿を植え、同じ高さに仕立てている。燈籠は出雲産の来待石製である。北東隅に躰躰を設け、棗形の手水鉢を置く。両座敷の間には袖垣が設けられ、一の座敷から西への視界を遮つて、濡鷺燈籠周辺を壺庭のように見せている。

二の座敷前の三段の織障躰は、底部に小粒の玉石が敷詰められ、格段の端は、こぶし大の丸石で縁取りされている。段を下りると、織部燈籠と手水鉢が置かれている。鉢の手前には前石が置かれ、鉢の両横には湯桶石・手燭石となる役石が配置されている。なお、現在の手水鉢は花崗岩製であるが、戦前には青銅製のものが置かれていたという。底は水琴窟である。

縁側の高さは一尺ほどと低く、座敷と庭園との連続性が高い。座敷に座ったときに見える景色が、近い距離に感じられる効果がある。

二の座敷前の沓脱石からは、飛石が織障躰と茶室瑞松庵との間を結び、茶室前から土蔵前を経て庭最奥に至る動線は、延石が結んでいる。二の座敷正面奥には、石



中村藤吉家庭園指定範囲図



庭園と主屋



主屋外観



織蹲踞



茶室端松庵

燈籠と景石を置き、クロマツを植え、景石にサツキ・千両・柊など中低木を添えている。なお東横の組井筒は、井筒のみで井戸ではない。

庭西南部の茶室瑞松庵は、庭園からは一段高い築山状の土壇の上に建つ。土壇は苔で覆われており、飛石を踏みながら、小さな丘を登って貴人口へと至る。貴人口の前には蹲踞が設けられ、自然石の手水鉢と立石が置かれている。

瑞松庵は、切妻造、棧瓦葺、軒先銅板葺で、内部は一畳台目三畳、本勝手向切である。南西隅に設けた床を柵床とし、釘箱棚や下地窓など一部に無色軒の意匠を用いている。床柱はアカマツである。なお、近年の屋根修理の際に、東側面の出窓を除いたという。元禄年間（一六八八〜一七〇四）に建築され、明治期に当家へ移築されたと伝わる。

四畳半茶室は、一の座敷から渡り廊下でつながっている。入母屋造、棧瓦葺で、主屋と同時期の大正三年の建立と伝わる。南西隅の半畳の床間は踏込床で、並びには押入を設けている。古材を利用したスギ板戸を嵌めている。炉は近年に設けたも

のという。同家では、この茶室を離れと呼んでいる。

座敷庭は、全体として明治後期から大正期に流行した特徴を示しており、煎茶を楽しむための構成となっている。特に大正期に増築された主屋と茶室二棟とは、一体的な構想で作庭されている。

中村藤吉家庭園として今回指定された範囲は、座敷庭と、庭との連続性が高い主屋一階建て部、茶室二棟、土蔵である。指定範囲外の主屋やその他の建造物などは、平成二十一年二月に選定された国の重要文化的景観の重要な構成要素となっているため、国・宇治市との十分な連携で、今後も保全が図られる。

以上のように中村藤吉家庭園は、近代に大成した大店ならではの気風と、亭主の感性の高さが表れており、宇治茶商の文化的成熟をよく示している事例として、貴重な価値を有している。

（吹田 直子）

【参考文献】

・『宇治市文化財総合把握調査報告書』Ⅰ（宇治・白川地区）

（宇治市教育委員会 平成二十三年三月）

・『重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画策定に伴う宇治橋通り

重要構成要素家屋事前 調査報告書』

（株式会社文化財保存計画協会 平成二十三年三月）

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

種別	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化的景観(選定)	総合計			
	建造物		絵画	彫刻	美術		工芸		書跡典籍	古文書			考古資料	歴史資料	小計	風俗慣習	民俗芸能	小計						史跡	名勝	天然記念物
件数	棟(基)数	数			数	数	数	数			数	数							数	数	数	数	数			
57	△29	△616	2	4	7	△11	△11					△215	1		△13	△13	△24	6	3	2	△011	△640	15			△655
58	△29	△322	6	4	4		△12	1				△117			2	4	△06	2	3	1	△06	△338	9			△347
59	△17	△318	△13	3	2				△11	1		△210		1	1	△16	△17	△13	1		△26	△640	11			△642
60	△27	△411	3	3	2				△12	1		△111				△00	2	1	2	5	△03	△323	4			△327
61	△110	△1539		1			1	1				△03				△00	△12	1	2	△25	△218	5				△323
62	3	8	3	3			△14	2				△112				△00	1	1	1	△03	△118	4				△122
63	△13	△611	3	3	1				3	1		△011				△00		1	1	△02	△116	1		(認定2)1		△118
元	4	9	2	1			△12	1	1			△17	(認定1)△12	△11		△00		1	1	△02	△316	1				△317
2	1	1	1	△11	4			5	1			△112			3	△03		1	1	△02	△118	2		(認定2)△22		△322
3	6	△112	3	2	4	2	1					△012	(認定4)△34			△00				△00	△322			(認定1)△11		△423
4	△14	△416	1	1						1		△03				△00	1		1	△02	△19	1				△110
5	5	13	1	1	1	1	1	1				△05				△00			1	△01	△011	1				△012
6	2	9	2	2	1			3			1	△09	(認定2)△12			△00	△11			△11	△214	1				△215
7	△12	△56		2	2			2	1	2		△09	(認定2)△11			△00				△00	△212	1				△213
8	3	6	2	△12	1			2		2		△19				△00				△00	△112	2		(認定2)△12		△216
9	3	9	1	1	1	1	2	1	1			△08				△00	1			△01	△013	1				△014
10	3	14	2	1	1			1	1	2		△08				△00			1	△01	△012	1				△013
11	2	17	2	2		1		1				△06				△00			1	△01	△09	1				△010
12	△13	△112	△12	△11	1			2	1	△11		△38				△00	1			△01	△412	1		(認定1)△11		△514
13	5	20	2	1	1	1	1	1		1		△07				△00	1			△01	△013	1				△014
14	4	11	1	△11	△11	1	1	1	1	1		△27				△00	1			△01	△212	1				△213
15	3	10	△11	1	△12	△12		2				△38				△00			1	△01	△312	1				△313
16	△13	△48	1	1	1	2	2			1		△08	(認定1)1			△00			1	△01	△113	1				△114
17	3	3	2	1	1			1	1			△06	(認定2)△11			△00	1			△01	△111	1				△112
18	2	11	△13	1	2	1			1			△18				△00			1	△01	△111					△111
19	2	4	2	1		2						△05			1	△01				△00	△08	1			3	△012
20	1	4	1	1	△11			1	1			△15	(認定3)△13			△00	1			△01	△210				2	△212
21	2	10	2	1				1	1			△05				△00				△00	△07				2	△09
22	2	2	2	1	1			1				△05	(認定4)△12			△00	1			△01	△110				1	△111
23	1	9	1	1				1				△03				△00				△00	△04				1	△05
24	4	6	1	1	1					1		△04	(認定1)1			△00				△00	△09					△09
25	2	4	2	1			3					△06									△09					△09
26	3	4	1	1								2	(認定1)								5			1		6
27	2	3	2	1	1							4									6					6
28	2	6	3	1			1					5			1				2		2	10				10
計	△13127	△52364	△466	△454	△344	△216	△546	△123	△114	△1263		△20263	(認定24)△919	△13	△19	△213	△322	△324	△120	△116	△560	△51494	△068	(認定8)△57	△010	(認定32)△56579

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

種別 区分	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化的景観(選定)	総合計			
	建造物		美術工芸品										風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物						小計		
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																
57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4			1			▲2 12			6	▲0 6				▲0 0	▲4 43				▲4 43		
58	7	11		2	1						▲0 3			4	▲0 4			▲1 5	▲1 5	▲1 19				▲1 19		
59	▲1 11	▲1 15		2							▲0 2			5	▲0 5			1	▲0 1	▲1 19				▲1 19		
60	5	11		2							▲0 2		1	1	5	▲0 6			▲0 14					▲0 14		
61	6	9	1	1	2		2	1	1		▲0 8			6	3	▲0 9			▲0 0	▲0 23				▲0 23		
62	4	10			2		2				▲0 4		2	5	1	▲0 6			▲0 0	▲0 16				▲0 16		
63	1	5									▲0 0			4	1	▲0 5			▲0 0	▲0 6				▲0 6		
元	2	8		1							▲0 1		4	2	3	▲0 5			▲0 0	▲0 12				▲0 12		
2	2	2	2								▲0 2		1		3	▲0 3			▲0 0	▲0 8				▲0 8		
3	1	1									▲0 0			2	2	▲0 2			▲0 0	▲0 3				▲0 3		
4	▲1 4	▲1 5					3				▲0 3			2	2	▲0 2			▲0 0	▲1 9				▲1 9		
5	1	1									▲0 0			2	2	▲0 2			▲0 0	▲0 3				▲0 3		
6	2	3									▲0 0			1	1	▲0 1			▲0 0	▲0 3				▲0 3		
7	2	3									▲0 0		1		1	▲0 1			▲0 0	▲0 3				▲0 3		
8	1	1									▲0 0		1	1	▲0 2			▲0 0	▲0 3					▲0 3		
9	1	4									▲0 0		1	2	3	▲0 3			▲0 0	▲0 4				▲0 4		
10	1	2									▲0 0		2	1	1	▲0 1			▲0 0	▲0 4				▲0 4		
11	1	1				1					▲0 1		2	1	1	▲0 1			▲0 0	▲0 5				▲0 5		
12	1	1									▲0 0			1	1	▲0 1			▲0 0	▲0 2				▲0 2		
13	1	1									▲0 0			1	1	▲0 1			▲0 0	▲0 2				▲0 2		
14	1	1									▲0 0			1	1	▲0 1			▲0 0	▲0 2				▲0 2		
15	1	1									▲0 0		1		1	▲0 1			▲0 0	▲0 2				▲0 2		
16	1	1									▲0 0					▲0 0			▲0 0	▲0 1				▲0 1		
17	2	3									▲0 0					▲0 0			▲0 0	▲0 2				▲0 2		
18											▲0 0		1		1	▲0 1			▲0 0	▲0 1				▲0 1		
19	1	1									▲0 0					▲0 0			▲0 0	▲0 1				▲0 1		
20	1	1									▲0 0					▲0 0			▲0 0	▲0 1				▲0 1		
21											▲0 0			1	1	▲0 1		1	▲0 1	▲0 2				▲0 2		
22											▲0 0					▲0 0			▲0 0	▲0 0				▲0 0		
23	1	3							1		▲0 1					▲0 0		1	▲0 1	▲0 3				▲0 3		
24	1	2									▲0 0					▲0 0			▲0 0	▲0 1				▲0 1		
25	2	4		1							▲0 1					▲0 1			▲0 3				▲0 3			
26																								0		
27																								0		
28																								0		
計	▲4 90	▲9 155	▲0 8	▲2 11	▲0 9	▲0 1	▲0 8	▲0 1	▲0 2	▲2 40	(認定) 0	▲0 24	▲0 12	▲0 24	▲0 46	▲0 70	▲0 0	▲0 1	▲1 7	▲1 8	▲7 220	▲0 0	(認定) 0	▲0 0	(認定) 0	▲7 220
合計	(認定) ▲4	(認定) ▲9	(認定) ▲0	(認定) ▲2	(認定) ▲0	(認定) ▲0	(認定) ▲0	(認定) ▲0	(認定) ▲0	(認定) ▲2	(認定) 24	(認定) 12	(認定) 24	(認定) 46	(認定) 70	(認定) 0	(認定) 1	(認定) 7	(認定) 8	(認定) 7	(認定) 220	(認定) 0	(認定) 0	(認定) 0	(認定) 0	(認定) 32 ▲7
	217	519	74	65	53	17	54	24	16	303	19	15	33	59	92	24	21	23	68	714	68	7	10	799		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
(5) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第三十五集）

平成三十年一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

